訂正箇所	正誤区分	
	誤	正

特記仕様書
P19
23-3-1
用排水溝
(2)支払

誤

単価表の項目	設計図に示す記号	摘　要
用排水溝 ＰＳｔ・φＤ	Ds-St(P)-φD	プレキャスト製円形水路を設置するもの
用排水溝 ＶＳ・ａ・ｂ	Ds-Vs-a-b	高さ調整コンクリートを用いて、スリット型プレキャスト製可変側溝を設置するもの
用排水溝 ＶＳ１・ａ・ｂ	Ds-Vs1-a-b	高さ調整コンクリートを用いて、ふた付プレキャスト製可変側溝を設置するもの

注）用排水溝のａ，ｂ，ｃ，Ｄは寸法（ｍ）を示す。　※○は、設計図書による。

（２）支払
共通仕様書５－４－５「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
５－(1)	用排水溝	
	ＰｕＬ・ａ・ｂ（Ａ○）	ｍ
	Ｕ（ＧＬ２）・ａ・ｂ（Ａ○）（Ｆ）	ｍ
	ＰＳｔ・φＤ	ｍ
	ＶＳ・ａ・ｂ	ｍ
	ＶＳ１・ａ・ｂ（Ｆ）	ｍ

２３－３－２　集水ます
（１）種別
共通仕様書５－４－２（４）「集水ますの種別」に下表を追加する。

単価表の項目	設計図に示す記号	標準コンクリート量	適用
集水ます Ｔｙｐｅ　Ｇ	Dc^-S-Pu	０．２２㎥	グレーチング蓋含む
集水ます Ｔｙｐｅ　Ｌ	Dc^(G3)0.50-0.50-0.50	０．２６㎥	グレーチング蓋含む
	Dc^(G2)0.50-0.50-0.60		
	Dc^(G2)0.50-0.50-0.70		
	Dc^(G2)0.60-0.60-0.70		
集水ます Ｔｙｐｅ　Ｍ	Dc^(G2)0.70-0.70-0.70	０．４０㎥	グレーチング蓋含む
集水ます Ｔｙｐｅ　Ｎ	Dc^Vs-0.30	－	プレキャスト製、グレーチング蓋含む

（２）支払
共通仕様書５－４－５「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
５－(3)	集水ます	
	Ｔｙｐｅ　Ｌ	箇所
	Ｔｙｐｅ　Ｍ	箇所
	Ｔｙｐｅ　Ｎ	箇所

２３－３－３　用排水溝ののみ口、吐口
（１）種別
共通仕様書第５－４に規定する用排水溝ののみ口、吐口の単価表の項目の種別に下表を追加する。

19

正

単価表の項目	設計図に示す記号	摘　要
用排水溝 ＰＳｔ・φＤ	Ds-St(P)-φD	プレキャスト製円形水路を設置するもの
用排水溝 ＶＳ・ａ・ｂ	Ds-Vs-a-b	高さ調整コンクリートを用いて、スリット型プレキャスト製可変側溝を設置するもの
用排水溝 ＶＳ１・ａ・ｂ	Ds-Vs1-a-b	高さ調整コンクリートを用いて、ふた付プレキャスト製可変側溝を設置するもの

注）用排水溝のａ，ｂ，ｃ，Ｄは寸法（ｍ）を示す。　※○は、設計図書による。

（２）支払
共通仕様書５－４－５「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
５－(1)	用排水溝	
	ＰｕＬ・ａ・ｂ（Ａ○）	ｍ
	Ｕ（ＧＬ２）・ａ・ｂ（Ａ○）（Ｆ）	ｍ
	ＰＳｔ・φＤ	ｍ
	ＶＳ・ａ・ｂ	ｍ
	ＶＳ１・ａ・ｂ	ｍ

２３－３－２　集水ます
（１）種別
共通仕様書５－４－２（４）「集水ますの種別」に下表を追加する。

単価表の項目	設計図に示す記号	標準コンクリート量	適用
集水ます Ｔｙｐｅ　Ｇ	Dc^-S-Pu	０．２２㎥	グレーチング蓋含む
集水ます Ｔｙｐｅ　Ｌ	Dc^(G3)0.50-0.50-0.50	０．２６㎥	グレーチング蓋含む
	Dc^(G2)0.50-0.50-0.60		
	Dc^(G2)0.50-0.50-0.70		
	Dc^(G2)0.60-0.60-0.70		
集水ます Ｔｙｐｅ　Ｍ	Dc^(G2)0.70-0.70-0.70	０．４０㎥	グレーチング蓋含む
集水ます Ｔｙｐｅ　Ｎ	Dc^Vs-0.30	－	プレキャスト製、グレーチング蓋含む

（２）支払
共通仕様書５－４－５「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
５－(3)	集水ます	
	Ｔｙｐｅ　Ｌ	箇所
	Ｔｙｐｅ　Ｍ	箇所
	Ｔｙｐｅ　Ｎ	箇所

２３－３－３　用排水溝ののみ口、吐口
（１）種別
共通仕様書第５－４に規定する用排水溝ののみ口、吐口の単価表の項目の種別に下表を追加する。

19

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正

特記仕様書
P20
23-3-3
用排水溝ののみ口、吐口
(1)種別
(2)支払

誤

単価表の項目	名称	設計図に示す記号
用排水溝ののみ口、吐口 Ｄｉ－Ｌ－１．００（○）	盛土部タテ溝呑口（Ｌ型） 1.00	Di-L-1.00(○)
用排水溝ののみ口、吐口 Ｄｉ－Ｔ－２．００（○）	盛土部タテ溝呑口（Ｔ型） 2.00	Di-T-2.00(○)

※○は、設計図書による。

（２）支払
共通仕様書５－４－５「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
５－(5)	用排水溝ののみ口、吐口	
	Ｄｉ－Ｌ－１．００（○）	箇所
	Ｄｉ－Ｔ－２．００（○）	箇所

２３－４　コンクリート
２３－４－１　種別
共通仕様書８－２－３「コンクリートの種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	使用構造物
コンクリート Ｃ１－１（A）	アイランド部のコンクリート（Ｃ１－１）に溶接金網（φ６×１５０×１５０）を施工するもの。	料金所アイランド部
コンクリート Ｄ１－１（A）	アイランド部のコンクリート（Ｄ１－１）に溶接金網（φ６×１５０×１５０）を施工するもの。型枠Ｄを含む。	料金所アイランド部

２３－４－２　材料
使用する金網の材料については、JIS G 3551 によるものとする。
２３－４－３　支払
コンクリートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１㎥当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う溶接金網の施工、型わく、コンクリートの計量、練りまぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生、コンクリートの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
８－(1)	コンクリート	
	Ｃ１－１（A）	㎥
	Ｄ１－１（A）	㎥

２３－５　検査路
２３－５－１　支払
共通仕様書１１－６－８「支払」の項目を次のとおり変更する。
検査路の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｋｇ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋位置調査、検査路の製作、運搬、防錆、架設等検査路の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
11－(4)	検査路	
	B	ｋｇ

正

単価表の項目	名称	設計図に示す記号
用排水溝ののみ口、吐口 Ｄｉ－Ｌ－１．００（○）	盛土部タテ溝呑口（Ｌ型） 1.00	Di-L-1.00(○)
用排水溝ののみ口、吐口 Ｄｉ－Ｔ－２．００（A）	盛土部タテ溝呑口（Ｔ型） 2.00	Di-T-2.00

※○は、設計図書による。

（２）支払
共通仕様書５－４－５「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
５－(5)	用排水溝ののみ口、吐口	
	Ｄｉ－Ｌ－１．００（○）	箇所
	Ｄｉ－Ｔ－２．００（A）	箇所

２３－４　コンクリート
２３－４－１　種別
共通仕様書８－２－３「コンクリートの種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容	使用構造物
コンクリート Ｃ１－１（A）	アイランド部のコンクリート（Ｃ１－１）に溶接金網（φ６×１５０×１５０）を施工するもの。	料金所アイランド部
コンクリート Ｄ１－１（A）	アイランド部のコンクリート（Ｄ１－１）に溶接金網（φ６×１５０×１５０）を施工するもの。型枠Ｄを含む。	料金所アイランド部

２３－４－２　材料
使用する金網の材料については、JIS G 3551 によるものとする。
２３－４－３　支払
コンクリートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１㎥当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う溶接金網の施工、型わく、コンクリートの計量、練りまぜ、運搬、打込み、仕上げ、養生、コンクリートの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
８－(1)	コンクリート	
	Ｃ１－１（A）	㎥
	Ｄ１－１（A）	㎥

２３－５　検査路
２３－５－１　支払
共通仕様書１１－６－８「支払」の項目を次のとおり変更する。
検査路の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｋｇ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋位置調査、検査路の製作、運搬、防錆、架設等検査路の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
11－(4)	検査路	
	B	ｋｇ

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
特記仕様書 P22 23-8 落下物防止柵 23-8-1 種別		

誤

単価表の項目	区分内容	摘要
落下物防止柵 Ｇ１－１（Ａ）	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（外付け）区間に設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。	鉄筋位置調査を含む
落下物防止柵 Ｇ１－１（Ｂ）	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（外付け）区間に遮光板を設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。	鉄筋位置調査を含む
落下物防止柵 Ｇ１－２（Ａ）	対象施設が道路及び民家で、カルバートボックス地覆部（天端付け）区間に設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。Ｈ＝2.0m	鉄筋位置調査を含む
落下物防止柵 Ｇ１－２（Ｂ）	対象施設が道路及び民家で、カルバートボックス地覆部（天端付け）区間に設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。Ｈ＝3.0m	鉄筋位置調査を含む
落下物防止柵 Ｇ２	対象施設が道路及び民家で、土工区間に鋼管ぐいを用いて設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。	

２３－８－２　支払

共通仕様書１５－７－６「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
15－(9)	落下物防止柵	
	Ｇ１－１（Ａ）	m
	Ｇ１－１（Ｂ）	m
	Ｇ１－２（Ａ）	m
	Ｇ１－２（Ｂ）	m
	Ｇ２	m

正

単価表の項目	区分内容	摘要
落下物防止柵 Ｇ１－１（Ａ）	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵基礎部（外付け）区間及びカルバートボックス地覆部（外付け）区間に設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。	鉄筋位置調査を含む
落下物防止柵 Ｇ１－１（Ｂ）	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵基礎部（外付け）区間及びカルバートボックス地覆部（外付け）区間に遮光板を設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。	鉄筋位置調査を含む
落下物防止柵 Ｇ１－２（Ａ）	対象施設が道路及び民家で、カルバートボックス地覆部（天端付け）区間に設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。Ｈ＝2.0m	鉄筋位置調査を含む
落下物防止柵 Ｇ１－２（Ｂ）	対象施設が道路及び民家で、カルバートボックス地覆部（天端付け）区間に設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。Ｈ＝3.0m	鉄筋位置調査を含む
落下物防止柵 Ｇ２	対象施設が道路及び民家で、土工区間に鋼管ぐいを用いて設置するもの。落下防止ワイヤー用プレートを有する。	

２３－８－２　支払

共通仕様書１５－７－６「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
15－(9)	落下物防止柵	
	Ｇ１－１（Ａ）	m
	Ｇ１－１（Ｂ）	m
	Ｇ１－２（Ａ）	m
	Ｇ１－２（Ｂ）	m
	Ｇ２	m

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
特記仕様書 P25 23-11 管路工 23-11-1 種別	２３－１１　管路工 ２３－１１－１　種別 共通仕様書１６－７－２（１）に下表を追加する。 ２３－１１－２　支払 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>区分内容</th><th>保護工</th></tr><tr><td>土工部管路工 Ｅ１Ｄ－ＴＲＦ（W）Ａ</td><td>料金所アイランド部にＴＲＦを設置するもの</td><td>無</td></tr></table>共通仕様書１６－７－７「支払」に次を追加する。 単価表の項目　検測の単位 16－(10)　土工部管路工 Ｅ１Ｄ－ＴＲＦ（W）Ａ　m ２３－１２　車線分離標工 ２３－１２－１　種別 共通仕様書１６－８－２「種別」に下表を追加する。 25	２３－１１　管路工 ２３－１１－１　種別 共通仕様書１６－７－２（１）に下表を追加する。 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>区分内容</th><th>保護工</th></tr><tr><td>土工部管路工 Ｅ１Ｄ－ＴＲＦ（w）Ａ</td><td>料金所アイランド部にＴＲＦを設置するもの</td><td>無</td></tr></table>２３－１１－２　支払 共通仕様書１６－７－７「支払」に次を追加する。 単価表の項目　検測の単位 16－(10)　土工部管路工 Ｅ１Ｄ－ＴＲＦ（w）Ａ　m ２３－１２　車線分離標工 ２３－１２－１　種別 共通仕様書１６－８－２「種別」に下表を追加する。 25

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正

特記仕様書
P29
23-18
アスファルト混合物
23-18-1
定義
23-18-3
種別

誤

配置場所		交通保安要員の種別	配置人数	交替要員	摘要
下野市道 1-2 号線とスマートＩＣランプ（西行き）交差部	・工事車両出入口	交通誘導警備員　B	１人	－	
下野市道 1-2 号線とスマートＩＣランプ（東行き）交差部	・工事車両出入口	交通誘導警備員　B	１人	－	

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

２３－１７－２　支払

共通仕様書１９－４－５「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19－（2）	交通保安要員	
	交通監視員　A	人・日
	交通誘導警備員　B	人・日

２３－１８　アスファルト混合物

２３－１８－１　定義

アスファルト混合物（加熱アスファルト安定処理路盤工、加熱アスファルト安定処理路盤工（高弾性）、アスファルトコンクリート表層工・基層工・橋梁レベリング層工）とは、設計図書及び監督員の指示に従って行うアスファルト混合物の製造、運搬、舗設、締固め及び仕上げを行うことをいう。

２３－１８－２　適用すべき諸基準

共通仕様書１３　２「適用すべき諸基準」及び次によるものとする。

・低速プロファイラの適用に関する補足資料（別添－２）

・高弾性上層路盤用混合物　設計・施工管理要領（令和６年４月）

２３－１８－３　種別

アスファルト混合物の単価表の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固回数
加熱アスファルト安定処理路盤工（ｔ＝１５ｃｍ）	アスファルト安定処理路盤	ストレートアスファルト 60～80	3.8%	最大粒径 40mm	両面 各 50 回
加熱アスファルト安定処理路盤工（高弾性）（ｔ＝１５ｃｍ）	高弾性上層路盤用混合物	硬質特殊添加剤入ストレートアスファルト 60～80	5.1%	最大粒径 20mm	両面 各 50 回
アスファルトコンクリート遮水性基層工（ｔ＝６ｃｍ）	基層用遮水性アスファルト（基層）	改質アスファルト（一般用）	5.1%	最大粒径 20mm	両面 各 75 回
アスファルトコンクリート表層工（高機能Ⅱ型）（ｔ＝４ｃｍ）	高機能舗装Ⅱ型用混合物（表層）	改質アスファルト（一般用）	5.2%	最大粒径 13mm	両面 各 50 回
アスファルトコンクリート表層工（半たわみ性）（ｔ＝１０ｃｍ）	半たわみ舗装用混合物（表層）	ストレートアスファルト 60～80	3.4%	最大粒径 20mm	両面 各 50 回

正

配置場所		交通保安要員の種別	配置人数	交替要員	摘要
下野市道 1-2 号線とスマートＩＣランプ（西行き）交差部	・工事車両出入口	交通誘導警備員　B	１人	－	
下野市道 1-2 号線とスマートＩＣランプ（東行き）交差部	・工事車両出入口	交通誘導警備員　B	１人	－	

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

２３－１７－２　支払

共通仕様書１９－４－５「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19－（2）	交通保安要員	
	交通監視員　A	人・日
	交通誘導警備員　B	人・日

２３－１８　アスファルト混合物

２３－１８－１　定義

アスファルト混合物（加熱アスファルト安定処理路盤工、加熱アスファルト安定処理路盤工（高弾性）、アスファルトコンクリート表層工・基層工）とは、設計図書及び監督員の指示に従って行うアスファルト混合物の製造、運搬、舗設、締固め及び仕上げを行うことをいう。

２３－１８－２　適用すべき諸基準

共通仕様書１３－２「適用すべき諸基準」及び次によるものとする。

・低速プロファイラの適用に関する補足資料（別添－２）

・高弾性上層路盤用混合物　設計・施工管理要領（令和６年４月）

２３－１８－３　種別

アスファルト混合物の単価表の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固回数
加熱アスファルト安定処理路盤工（ｔ＝１５ｃｍ）	アスファルト安定処理路盤	ストレートアスファルト 60～80	3.8%	最大粒径 30mm	両面 各 50 回
加熱アスファルト安定処理路盤工（高弾性）（ｔ＝１５ｃｍ）	高弾性上層路盤用混合物	硬質特殊添加剤入ストレートアスファルト 60～80	5.1%	最大粒径 20mm	両面 各 50 回
アスファルトコンクリート遮水性基層工（ｔ＝６ｃｍ）	基層用遮水性アスファルト（基層）	改質アスファルト（　一般用）	4.9%	最大粒径 20mm	両面 各 75 回
アスファルトコンクリート表層工（高機能Ⅱ型）（ｔ＝４ｃｍ）	高機能舗装Ⅱ型用混合物（表層）	改質アスファルト（一般用）	5.3%	最大粒径 13mm	両面 各 50 回
アスファルトコンクリート表層工（半たわみ性）（ｔ＝１０ｃｍ）	半たわみ舗装用混合物（表層）	ストレートアスファルト 60～80	3.4%	最大粒径 20mm	両面 各 50 回

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正

特記仕様書
P38
23-27
樹脂系薄層舗装工
23-27-2
種別

単価表の項目	区分内容
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装工Ａ	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-301 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装工Ｂ	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN 303 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装工Ｃ	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-302 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装工Ｄ	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-304 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装工Ｅ	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-402 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装工Ｆ	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-401 によるものとする。

２３－２７－３　材料

樹脂系薄層舗装工に使用する材料は、樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」によるものとする。

２３－２７－４　施工

樹脂系薄層舗装工の施工は樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」及び「樹脂系すべり止め舗装設置マニュアル（2020 年度版）」によるものとする。

樹脂系薄層舗装の配色については区分内容に示す通りとし、その指示を受けた後、供試体（配色）を作成し監督員に提出する。

２３－２７－５　交通解放

交通解放は、硬化確認及び余剰骨材の回収後、監督員の指示に従って行うものとする。

２３－２７－６　数量の検測

樹脂系薄層舗装工の数量の検測は、設計図書及び監督員の指示に従って施工されたと監督員が認めた設計数量（㎡）で行うものとする。

２３－２７－７　支払

樹脂系薄層舗装工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ１ ㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、舗装路面の清掃、樹脂の塗布、材料の運搬及び散布等、樹脂系薄層舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(10)	樹脂系薄層舗装工	
	薄層舗装　A	㎡
	薄層舗装　B	㎡
	薄層舗装　C	㎡
	薄層舗装　D	㎡
	薄層舗装　E	㎡
	薄層舗装　F	㎡

２３－２８　視線誘導工

38

単価表の項目	区分内容
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装　A	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-301 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装　B	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-303 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装　C	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-302 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装　D	舗装上面に赤褐色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-304 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装　E	舗装上面に青・白色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-402 によるものとする。
樹脂系薄層舗装工 薄層舗装　F	下野市区間の舗装上面に青・白色のカラー骨材を施工するもの。樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」の協会工法規格 RPN-402 によるものとする。

２３－２７－３　材料

樹脂系薄層舗装工に使用する材料は、樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」によるものとする。

２３－２７－４　施工

樹脂系薄層舗装工の施工は樹脂舗装技術協会の「樹脂系すべり止め舗装要領書（2022 年度版）」及び「樹脂系すべり止め舗装設置マニュアル（2020 年度版）」によるものとする。

樹脂系薄層舗装の配色については区分内容に示す通りとし、その指示を受けた後、供試体（配色）を作成し監督員に提出する。

２３－２７－５　交通解放

交通解放は、硬化確認及び余剰骨材の回収後、監督員の指示に従って行うものとする。

２３－２７－６　数量の検測

樹脂系薄層舗装工の数量の検測は、設計図書及び監督員の指示に従って施工されたと監督員が認めた設計数量（㎡）で行うものとする。

２３－２７－７　支払

樹脂系薄層舗装工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ１ ㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、舗装路面の清掃、樹脂の塗布、材料の運搬及び散布等、樹脂系薄層舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(10)	樹脂系薄層舗装工	
	薄層舗装　A	㎡
	薄層舗装　B	㎡
	薄層舗装　C	㎡
	薄層舗装　D	㎡
	薄層舗装　E	㎡
	薄層舗装　F	㎡

２３－２８　視線誘導工

38

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
特記仕様書 P41 23-31 防草シートエ 23-31-3 施工		

誤

単価表の項目	寸法	引張強度	遮光率	材質
防草シート工 防草シート　A	厚み３㎜以上	１００N/cm以上	１００％	改質アスファルト系

２３－３１－３　施工

防草シート工の施工は、共通仕様書１４－６－７（４）の規定に従って行うものとする。また、施工前に施工箇所の草刈り及び施工面の不陸整正（基面整形及び浮石除去）等を行い、シートを施工面に馴染みよく密着させ、固定ピン（３本/㎡以上）で固定するものとする。なお、シートの重ね幅は１０ｃｍ以上とし、端部については水路天端部等に密着させるものとする。

固定ピンの施工に際しては、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告しその指示を受けるものとする。

なお、復旧に要する費用は受注者の負担とする。防草シート工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う雑草繁茂防止を目的として防草シートを設置することをいう。

２３－３１－４　数量の検測

防草シート工の数量の検測は設計数量（㎡）で行うものとする。

２３－３１－５　支払

防草シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１㎡当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工前の草刈り、不陸整正、防草シートの布設、固定等防草シート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(14)	防草シート工 防草シート　A	㎡

正

単価表の項目	寸法	引張強度	遮光率	材質
防草シート工 防草シート　A	厚み３㎜以上	１００N/cm以上	１００％	改質アスファルト系

２３－３１－３　施工

防草シート工の施工は、共通仕様書１４－６－７（４）の規定に従って行うものとする。また、施工前に施工箇所の草刈り及び施工面の不陸整正（基面整形及び浮石除去）等を行い、シートを施工面に馴染みよく密着させ、固定ピン（３本/㎡以上）で固定するものとする。なお、シートの重ね幅は１０ｃｍ以上とし、端部については水路天端部等に密着させるものとする。

固定ピンの施工に際しては、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告しその指示を受けるものとする。

なお、復旧に要する費用は受注者の負担とする。

２３－３１－４　数量の検測

防草シート工の数量の検測は設計数量（㎡）で行うものとする。

２３－３１－５　支払

防草シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１㎡当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工前の草刈り、不陸整正、防草シートの布設、固定等防草シート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(14)	防草シート工 防草シート　A	㎡

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正

特記仕様書
P43
23-34
仮設工
23-34-2
種別

仮設工 仮設防護柵Ｃ （撤去）	置式仮設ガードレールＡ種及び安全柵（Ｈ３００基礎）を適用に示す場所まで運搬・荷降しするもの。	返却先 新潟県新潟市 北区太郎代
仮設工 仮設防護柵Ｃ （存置）	置式仮設ガードレールＡ種及び安全柵の存置（Ｈ３００基礎）	

単価表の項目	引渡し予定日	設置期間 （本工事設置期間）	適用
仮設工 仮設防護柵Ｃ （存置）	・仮設防護柵Ｃ－１、Ｃ－３： 令和８年５月 ・仮設防護柵Ｃ－２： 令和７年１１月 ・仮設防護柵Ｃ－４： 令和８年２月	令和６年１２月～ 令和８年８月 仮設防護柵Ｃ－１、Ｃ－２：（３か月） 仮設防護柵Ｃ－３、Ｃ－４：（４か月）	リース費 1,950 円／ｍ・月 返却先 新潟県新潟市北区 太郎代

仮設防護柵の撤去における返却先の詳細については、契約締結後に別途監督員より通知するものとする。また、受注者の責によらず、仮設防護柵の設置期間に大幅な変更が生じた場合は、これに要する費用について監督員を協議し定めるものとする。

なお、上表における設置期間とは、別途工事による設置後、本工事に引き渡され本工事において撤去完了までの期間をいう。また、本工事設置期間とは、本工事におけるリース品の賃料計上期間をいう。

２３－３４－３　数量の検測

仮設工の数量の検測は、設計数量（m）又は、設計数量（ｍ・月）で行うものとする。

２３－３４－４　支払

（１）仮設防護柵（撤去）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵材料、安全柵及び単管類の撤去、材料の運搬等仮設防護柵（撤去）の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

（２）仮設防護柵（移設）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵材料、安全柵及び単管類の撤去、材料の運搬、設置、存置、点検等仮設防護柵（撤去・設置）の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

（３）仮設防護柵 Ｃ（存置）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵及び安全柵の供用月当たり賃料、点検等仮設防護柵 Ｃ（存置）の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(17)	仮設工	
	仮設防護柵Ａ（撤去）	m
	仮設防護柵Ｂ（撤去）	m
	仮設防護柵Ｃ（移設）	m
	仮設防護柵Ｃ（撤去）	m
	仮設防護柵Ｃ（存置）	ｍ・月

仮設工 仮設防護柵Ｃ （撤去）	置式仮設ガードレールＡ種及び安全柵（Ｈ３００基礎）を適用に示す場所まで運搬・荷降しするもの。	返却先 新潟県新潟市 北区太郎代
仮設工 仮設防護柵Ｃ （存置）	置式仮設ガードレールＡ種及び安全柵の存置（Ｈ３００基礎）	

単価表の項目	引渡し予定日	設置期間 （本工事設置期間）	適用
仮設工 仮設防護柵Ｃ （存置）	・仮設防護柵Ｃ－１、Ｃ－３： 令和８年５月 ・仮設防護柵Ｃ－２： 令和７年１１月 ・仮設防護柵Ｃ－４： 令和８年２月	令和６年１２月～ 令和８年８月 仮設防護柵Ｃ－１、Ｃ－２：（３か月） 仮設防護柵Ｃ－３、Ｃ－４：（４か月）	リース費 1,590 円／ｍ・月 返却先 新潟県新潟市北区 太郎代

仮設防護柵の撤去における返却先の詳細については、契約締結後に別途監督員より通知するものとする。また、受注者の責によらず、仮設防護柵の設置期間に大幅な変更が生じた場合は、これに要する費用について監督員を協議し定めるものとする。

なお、上表における設置期間とは、別途工事による設置後、本工事に引き渡され本工事において撤去完了までの期間をいう。また、本工事設置期間とは、本工事におけるリース品の賃料計上期間をいう。

２３－３４－３　数量の検測

仮設工の数量の検測は、設計数量（m）又は、設計数量（ｍ・月）で行うものとする。

２３－３４－４　支払

（１）仮設防護柵（撤去）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵材料、安全柵及び単管類の撤去、材料の運搬等仮設防護柵（撤去）の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

（２）仮設防護柵（移設）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵材料、安全柵及び単管類の撤去、材料の運搬、設置、存置、点検等仮設防護柵（撤去・設置）の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

（３）仮設防護柵 Ｃ（存置）の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、１ｍ・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵及び安全柵の供用月当たり賃料、点検等仮設防護柵 Ｃ（存置）の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(17)	仮設工	
	仮設防護柵Ａ（撤去）	m
	仮設防護柵Ｂ（撤去）	m
	仮設防護柵Ｃ（移設）	m
	仮設防護柵Ｃ（撤去）	m
	仮設防護柵Ｃ（存置）	ｍ・月

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P10 排水施設工(5) (C1ランプ) Ds-St-(P)-Φ0.30(A)	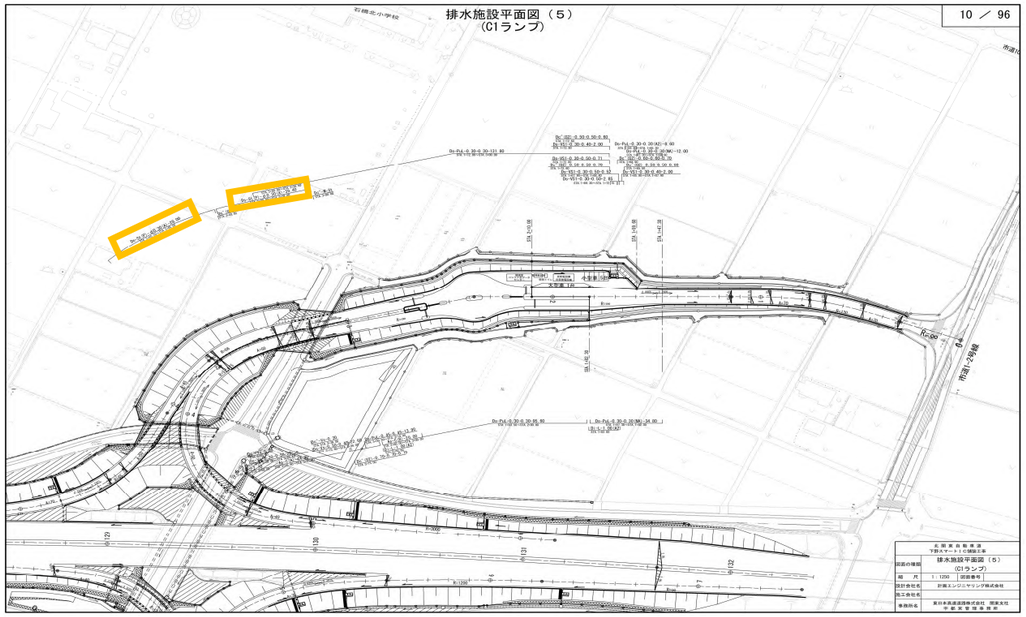	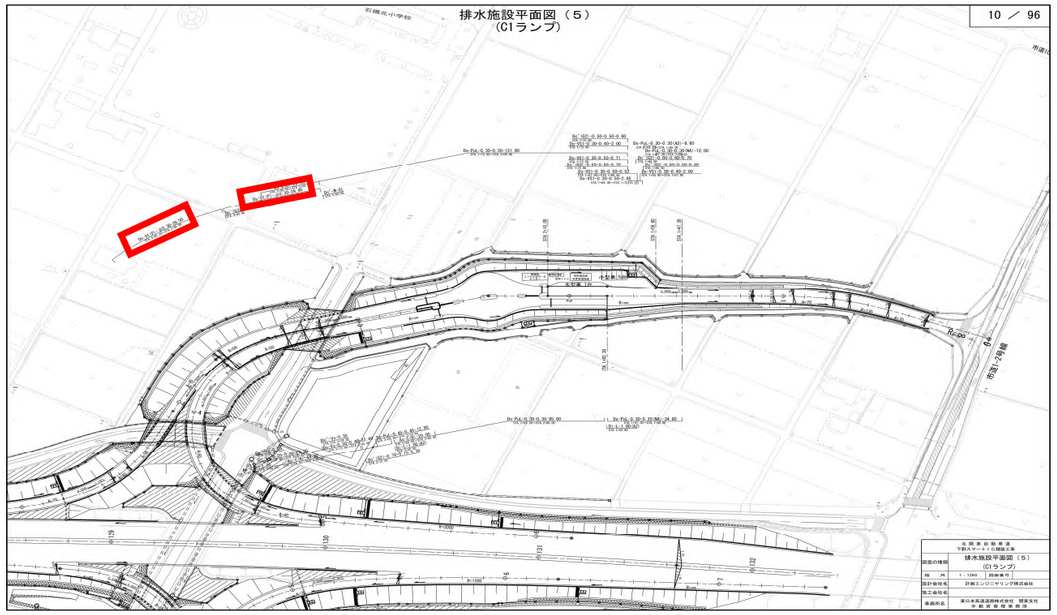

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P11 排水施設平面図(6) (C2-Dランプ) Ds-St(P)-Φ0.30(A)	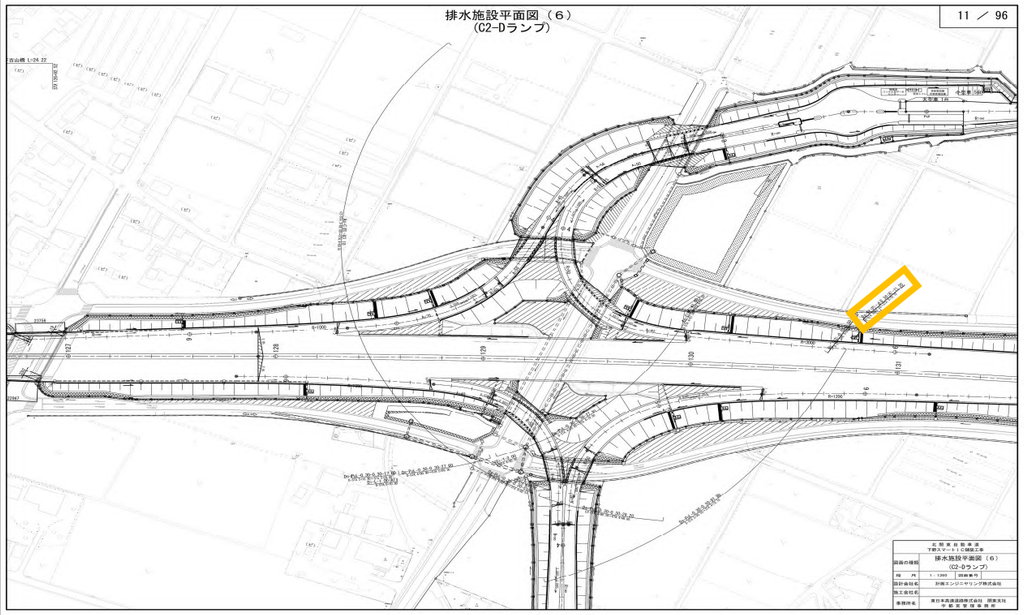	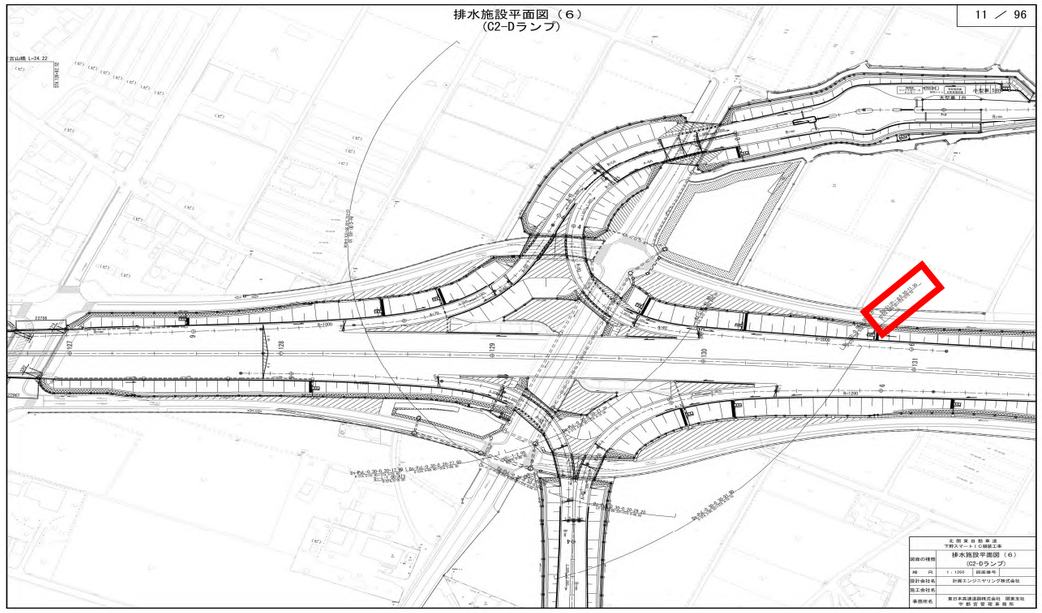

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P37 標準横断図(3) 2方向分離2車線部(片勾配区間) Ds-St(P)-Φ0.30(A)	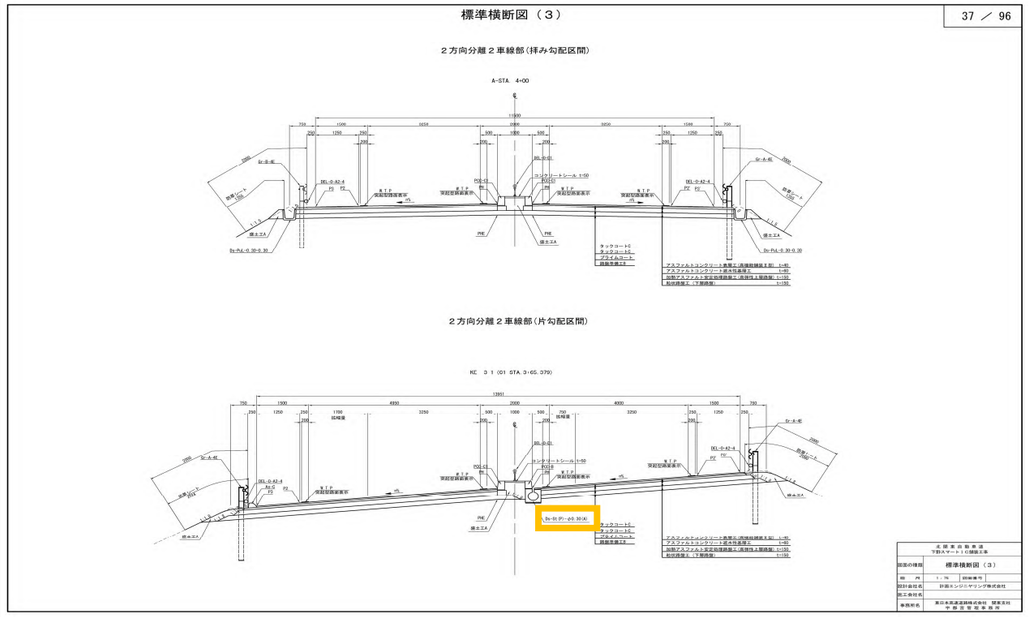	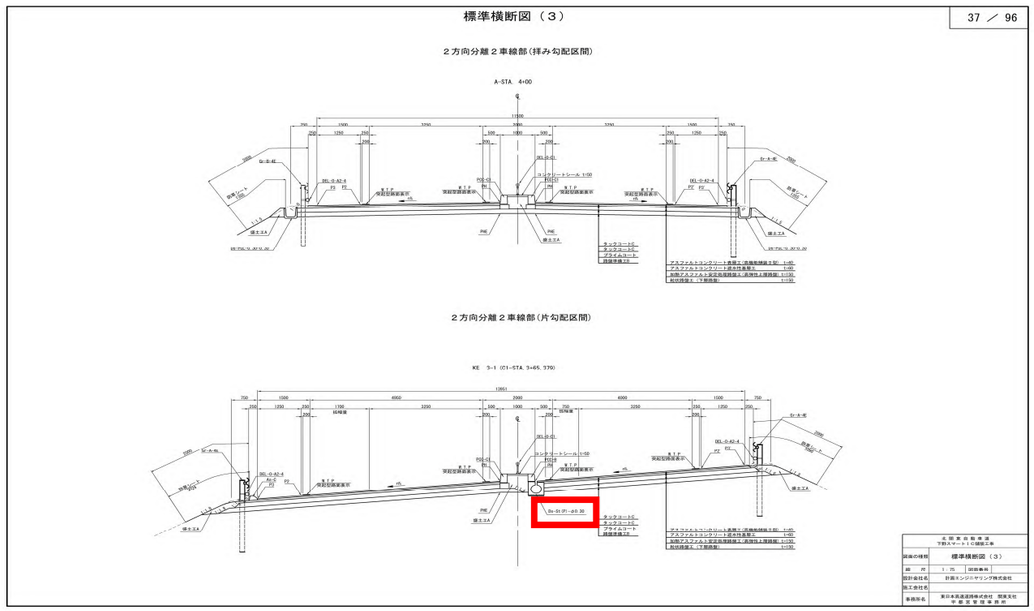

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P42 舗装端部詳細図(2) 路肩部Ds-U^(GL)E14 Ds-U^(GL2)-0.30-0.40 (A) 路肩部Ds-U^(GL2)E15 Ds-U^(GL2)-0.30-0.40 (A) 路肩部Ds-U^(GL2)管理 施設E16 Ds-VS1-0.30-0.50(A) 中央分離帯部　Ds-St(P) M2 Ds-St(P)-Φ0.30(A)	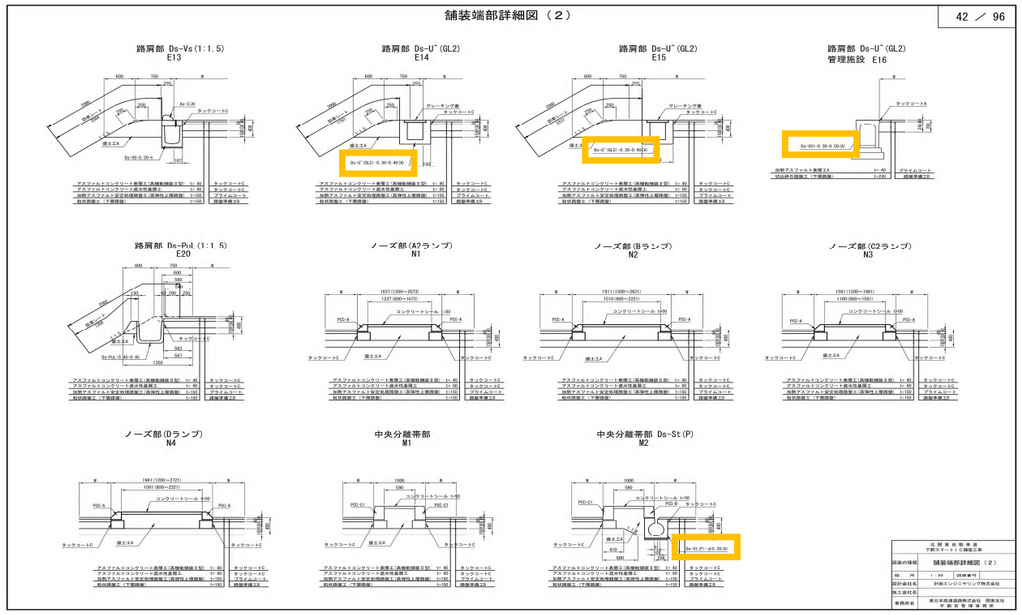	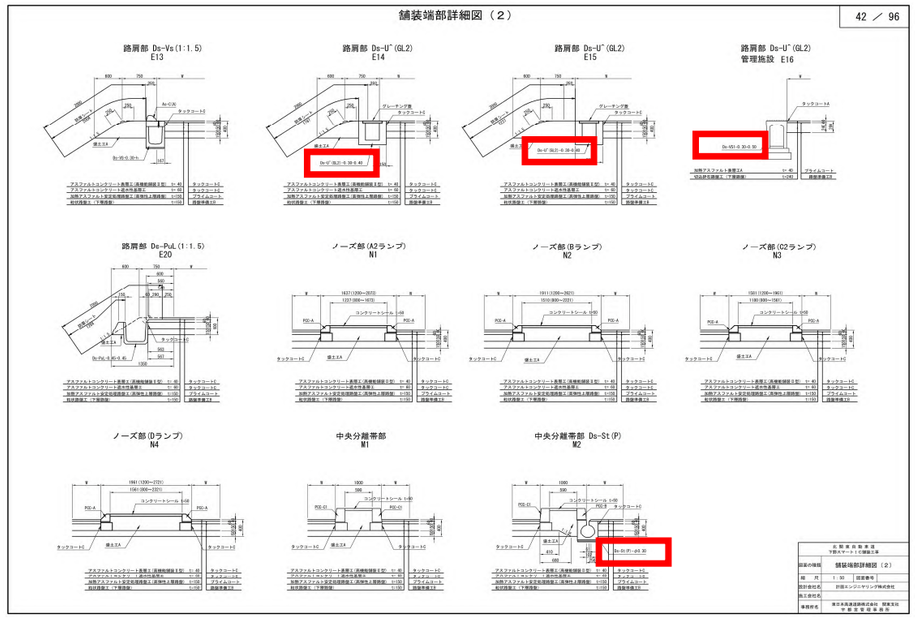

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P43 舗装端部詳細図(3) 中央分離帯　Ds-St(P) M7 Ds-St(P)-Φ0.30(A) 中央分離帯　Ds-St(P) M8 Ds-St(P)-Φ0.30(A)	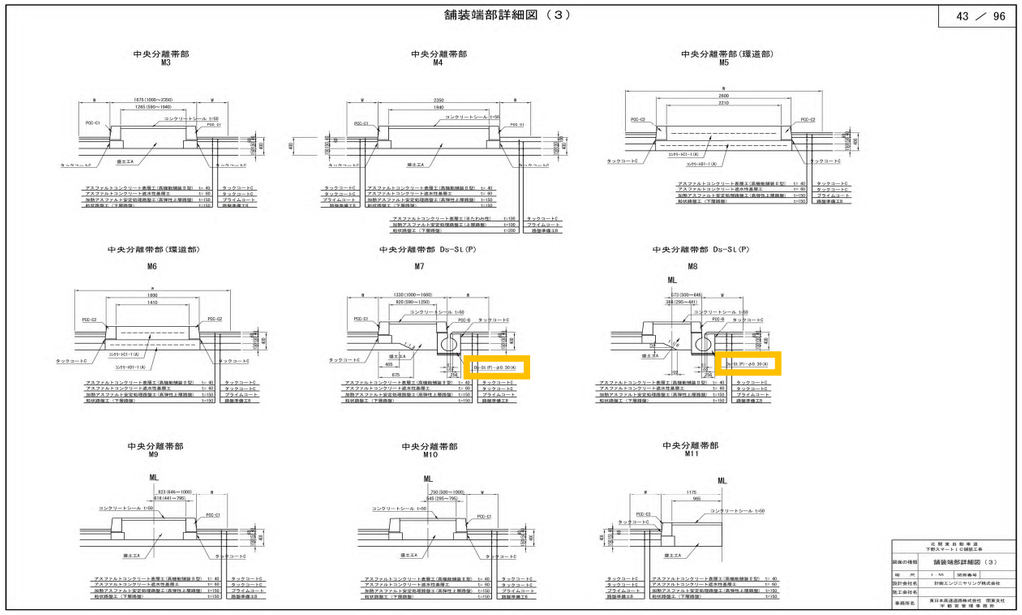	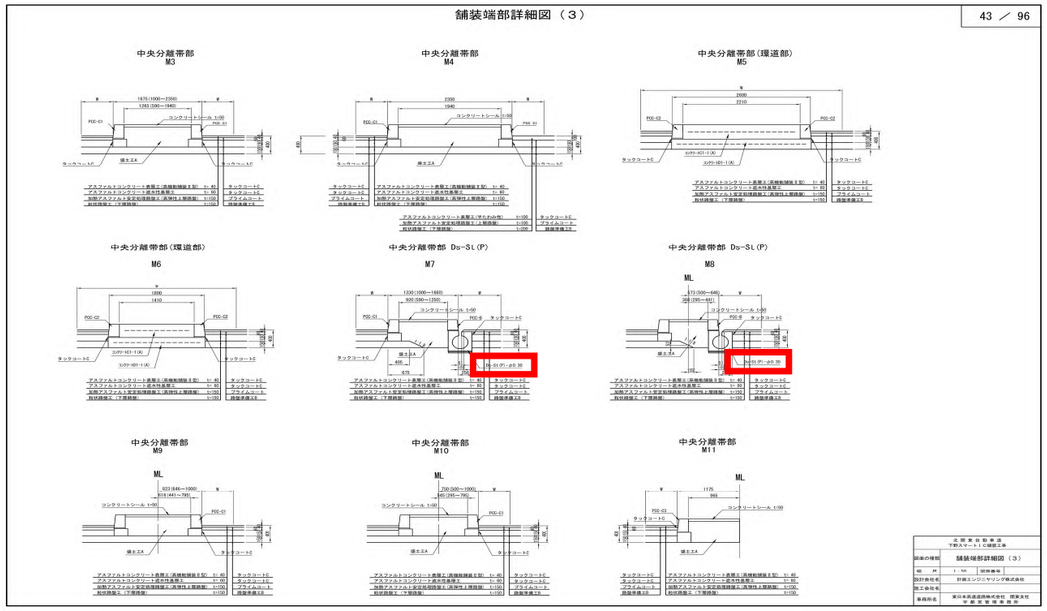

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P44 舗装端部詳細図(4) 橋梁部　Ds-U^(GL2)Br2 Ds-U^(GL2)-0.30-0.40 (A)	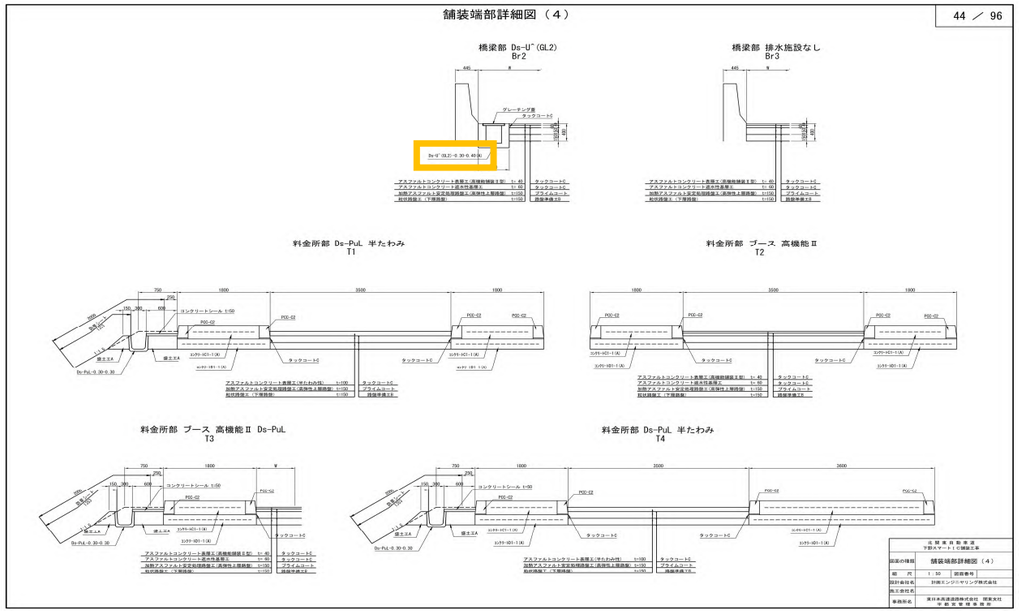	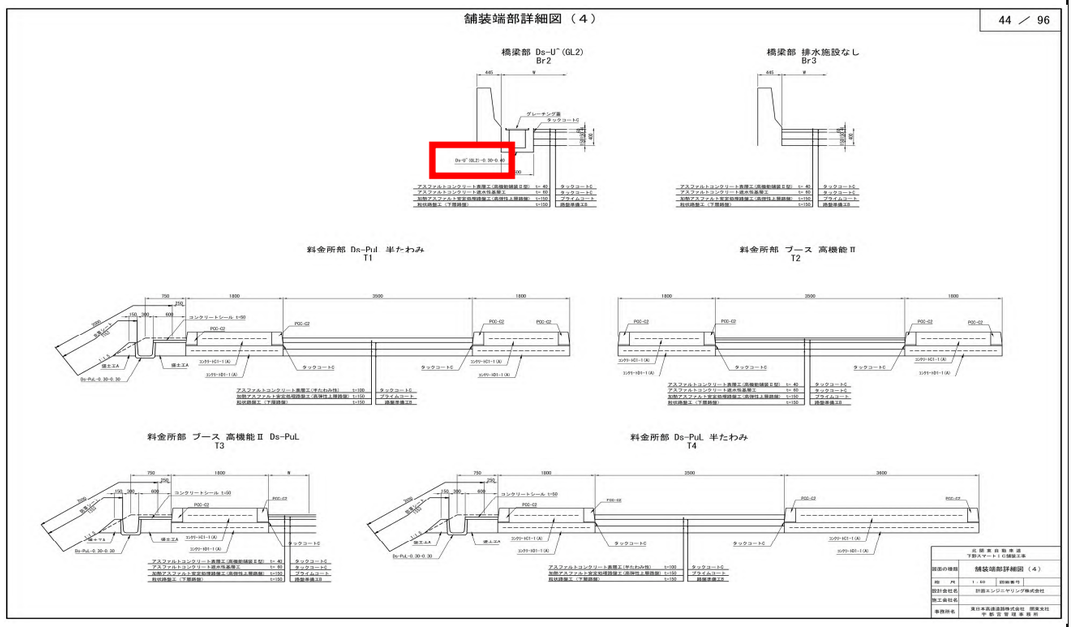

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P50 舗装区分平面図(5) (東行き) 舗装構成 Ⅱ.スマートIC料金補舗装	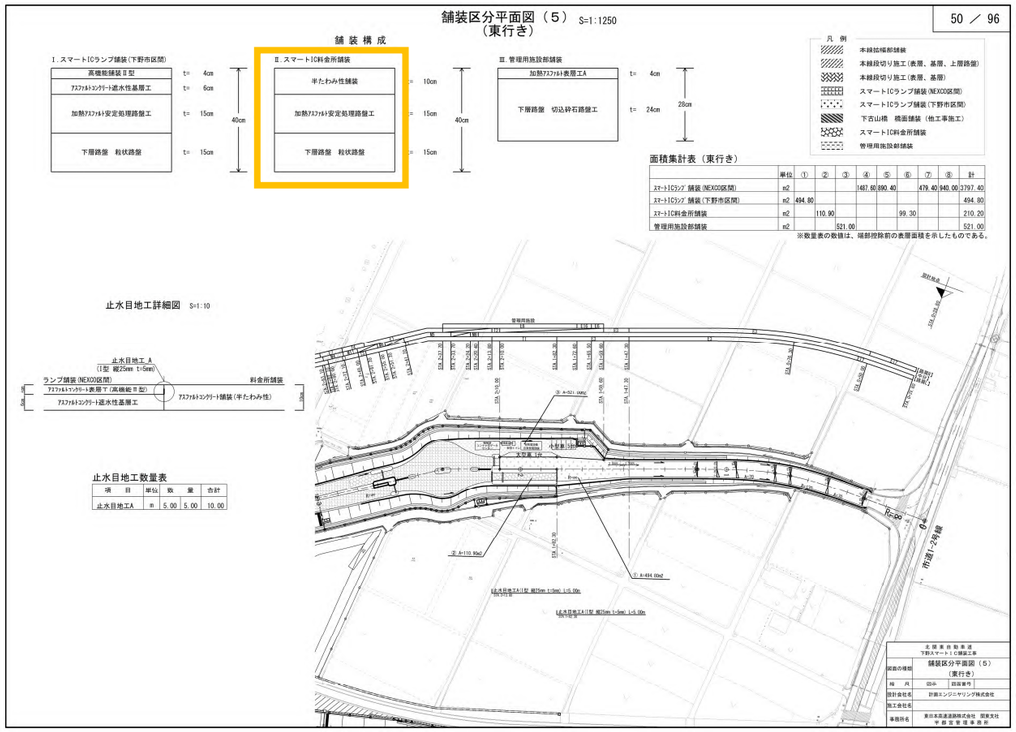	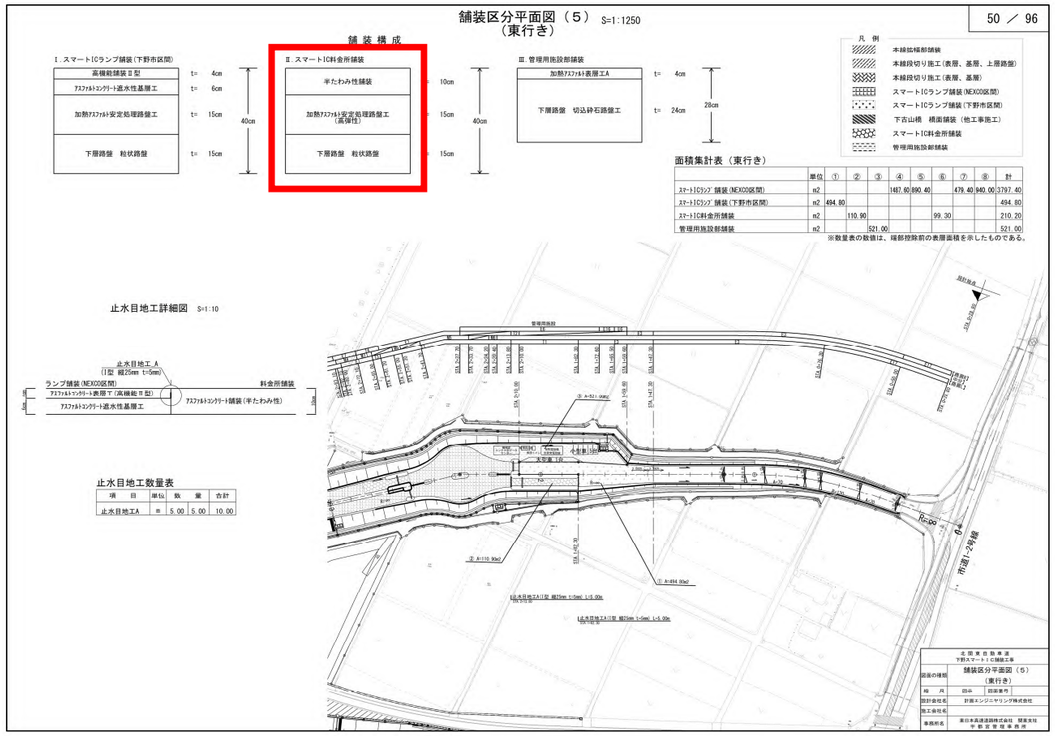

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P53 用排水工詳細図(2) Ds-St(P)-Φ0.30(A)	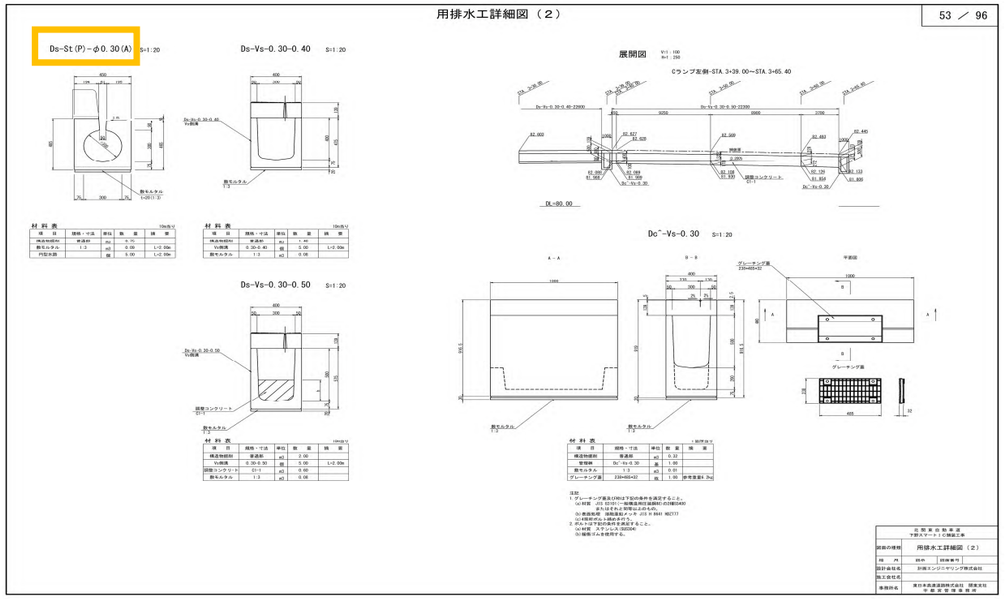	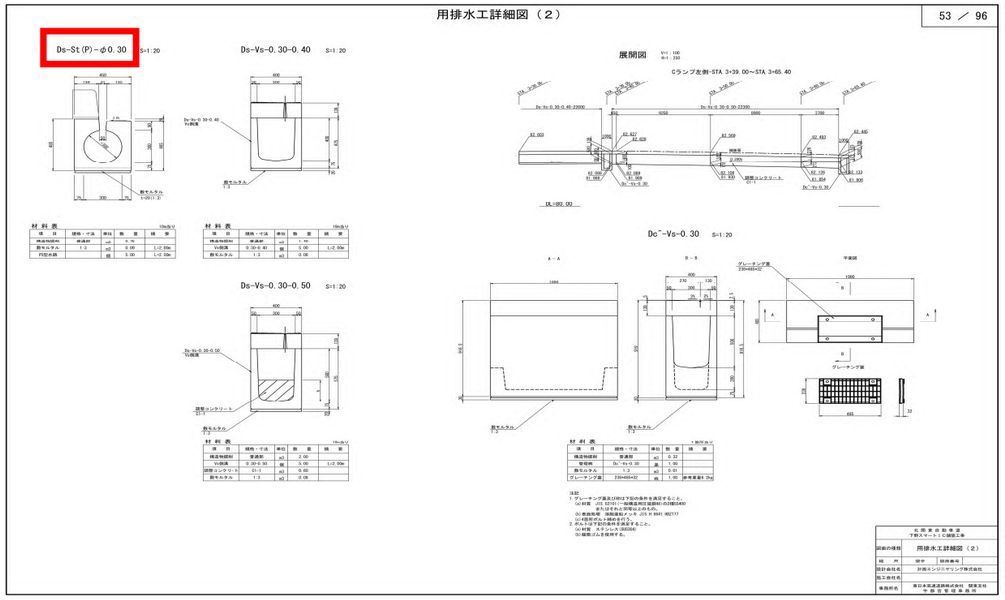

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P75 路面標示工平面図(5)	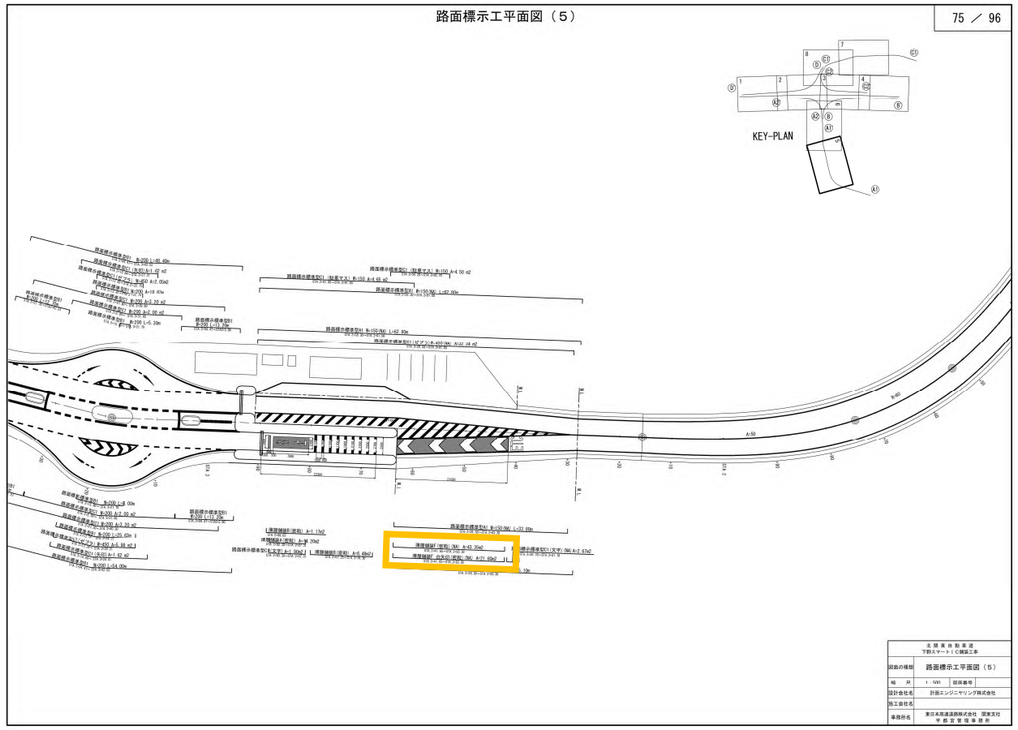	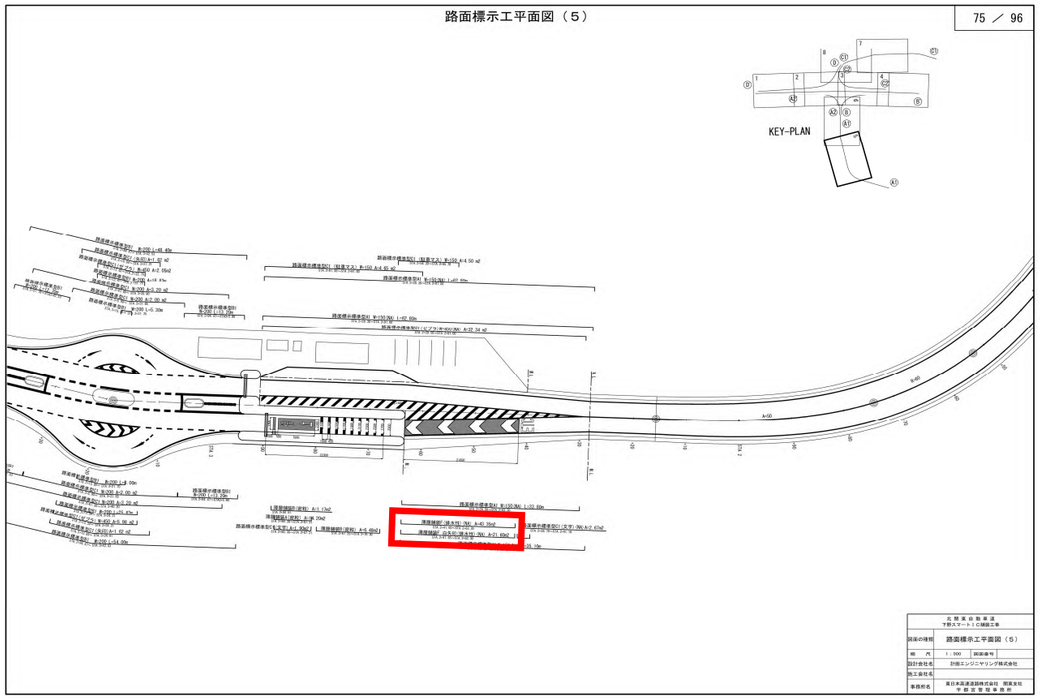

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P77 路面標示工平面図(7)	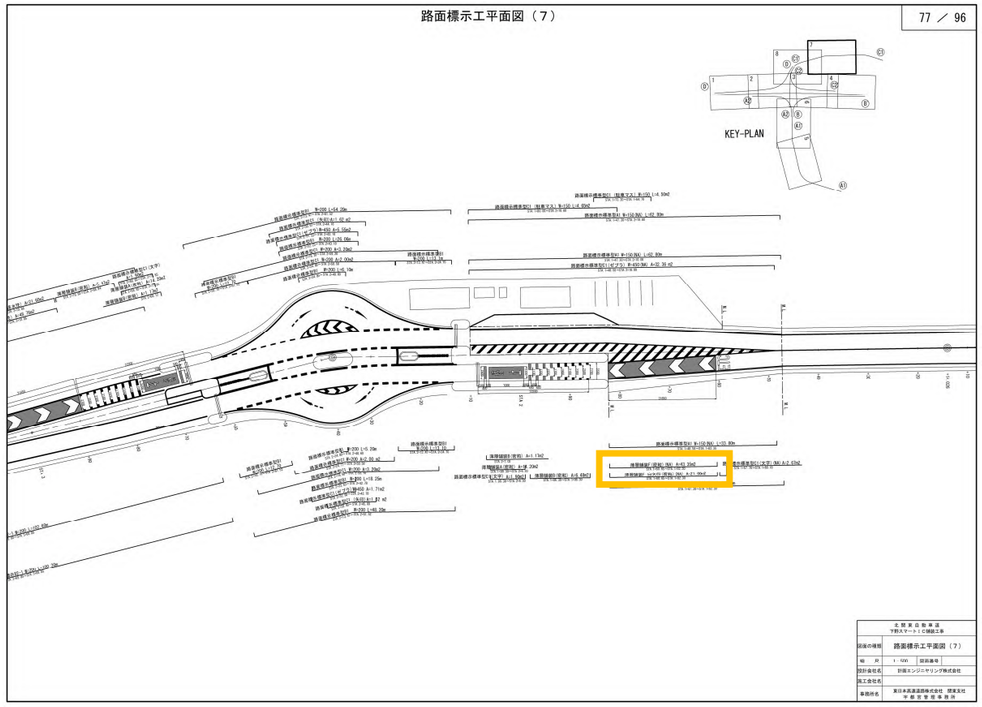	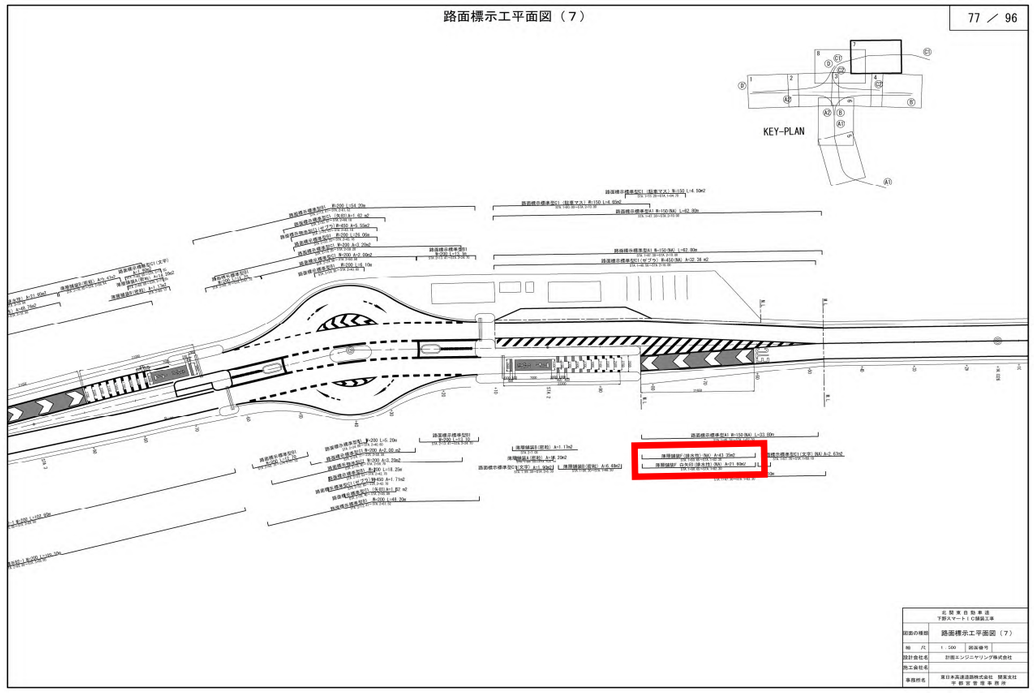

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図（舗装工） P79 路面標示工詳細図	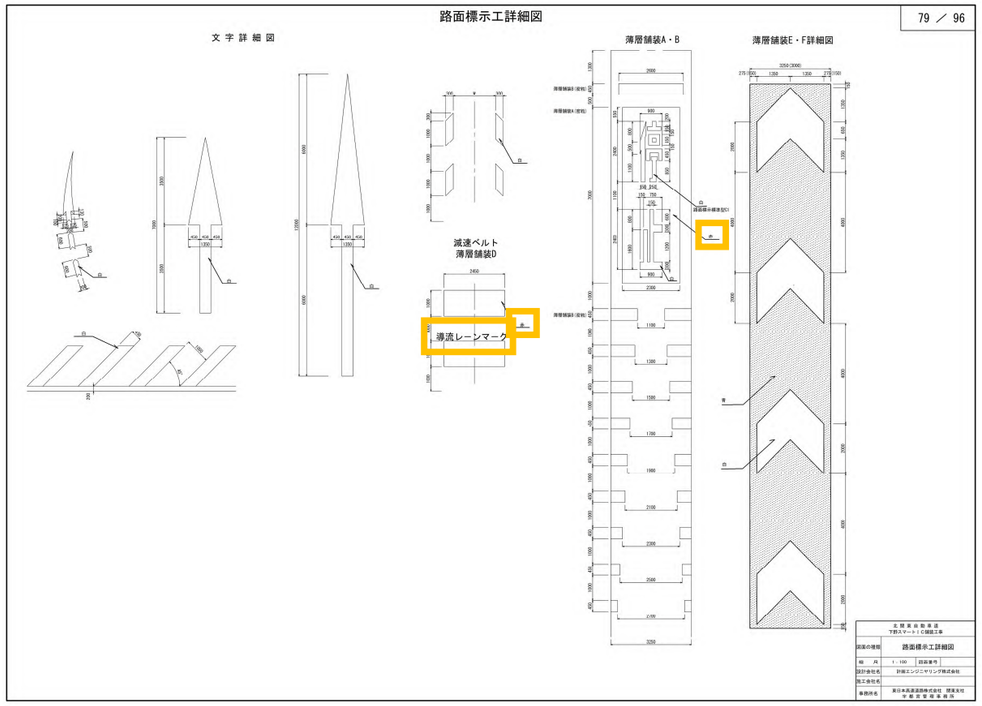	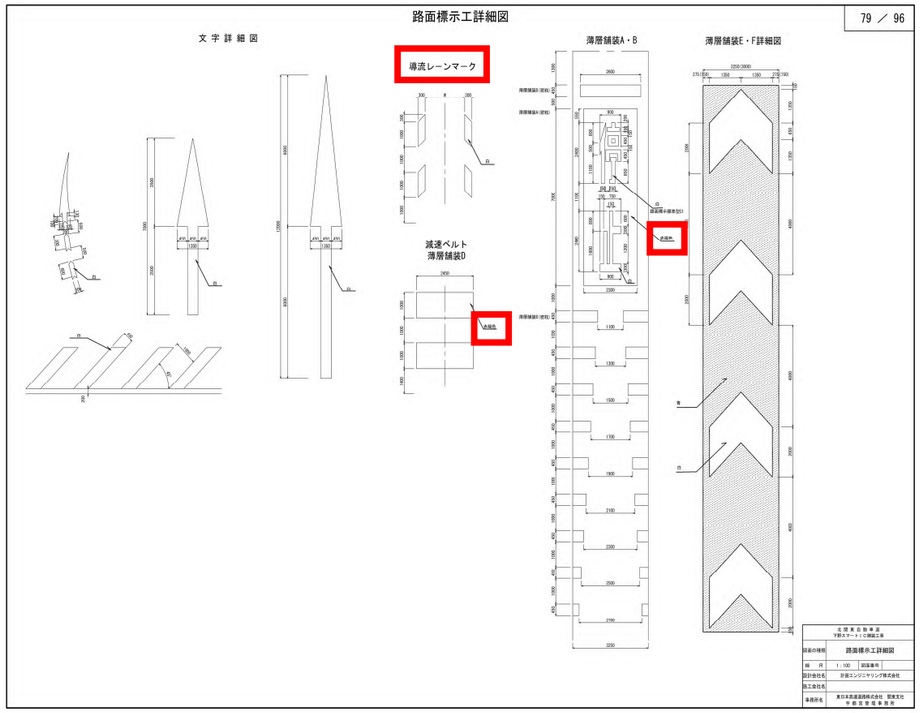

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P87 撤去工平面図(1) 既設上層路盤	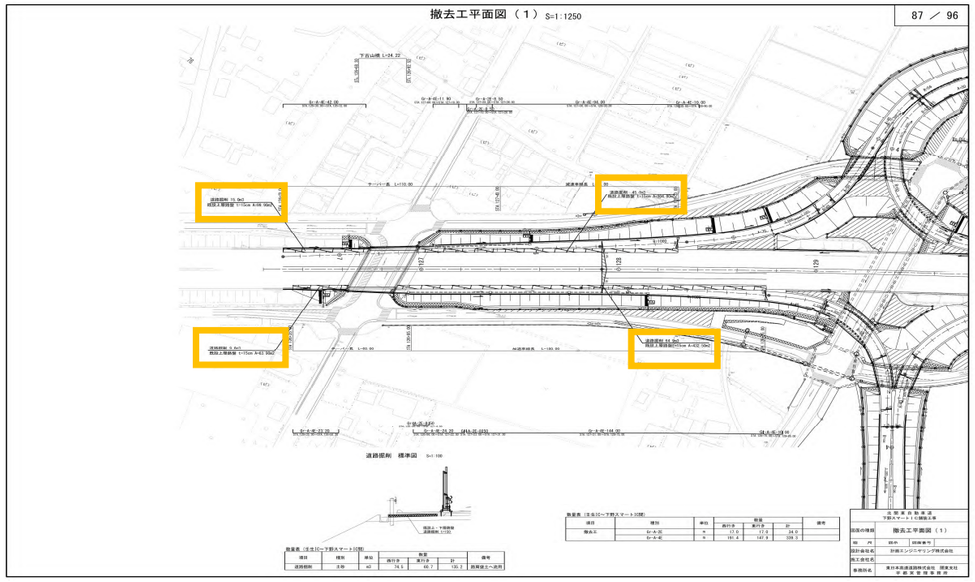	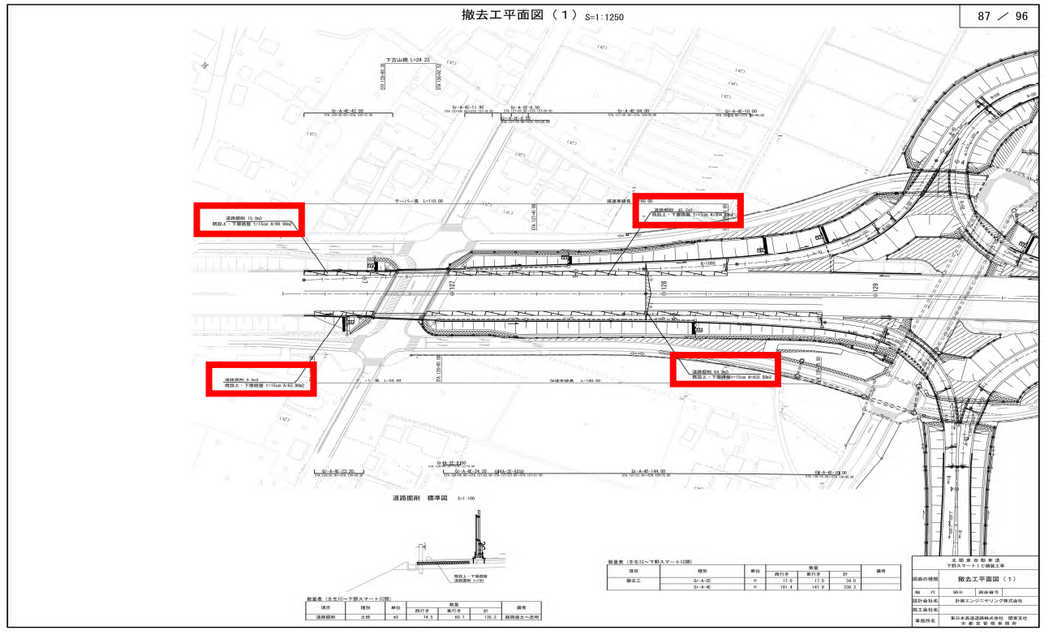

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P88 撤去工平面図(2) 既設上層路盤	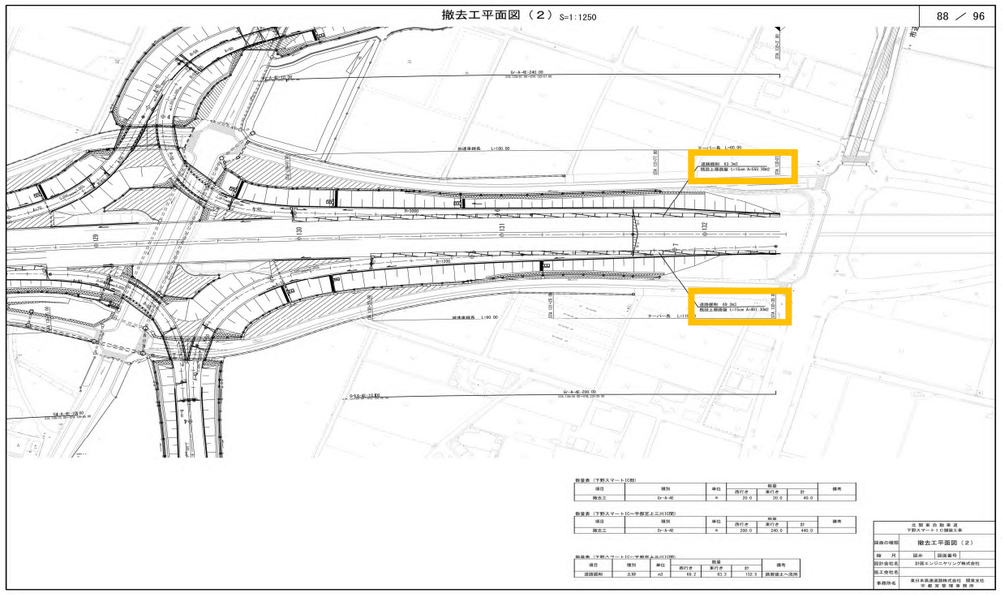	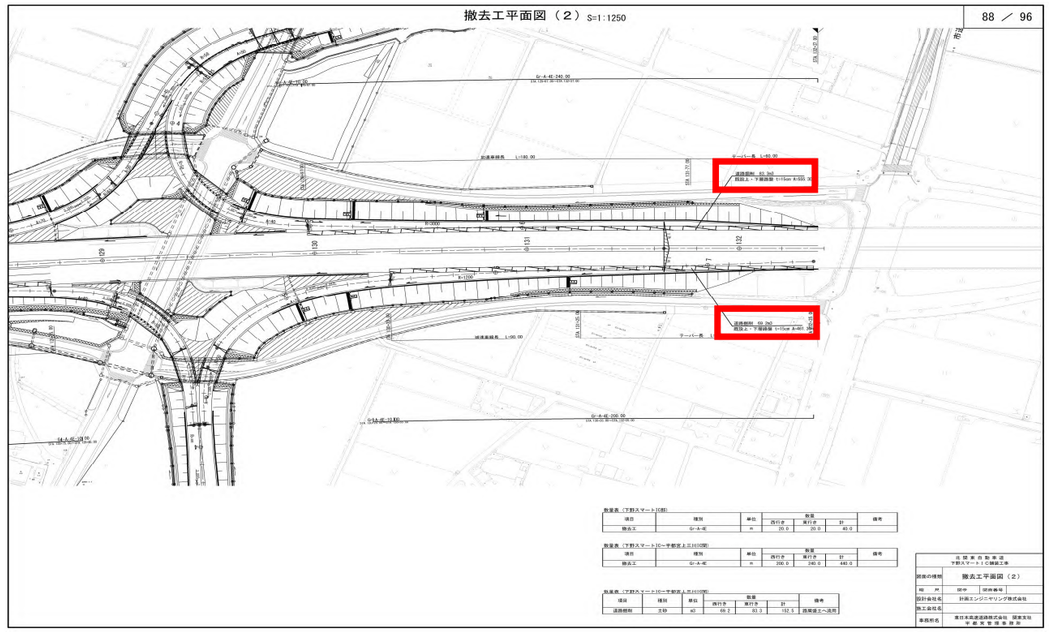

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P93 仮設工詳細図(1)	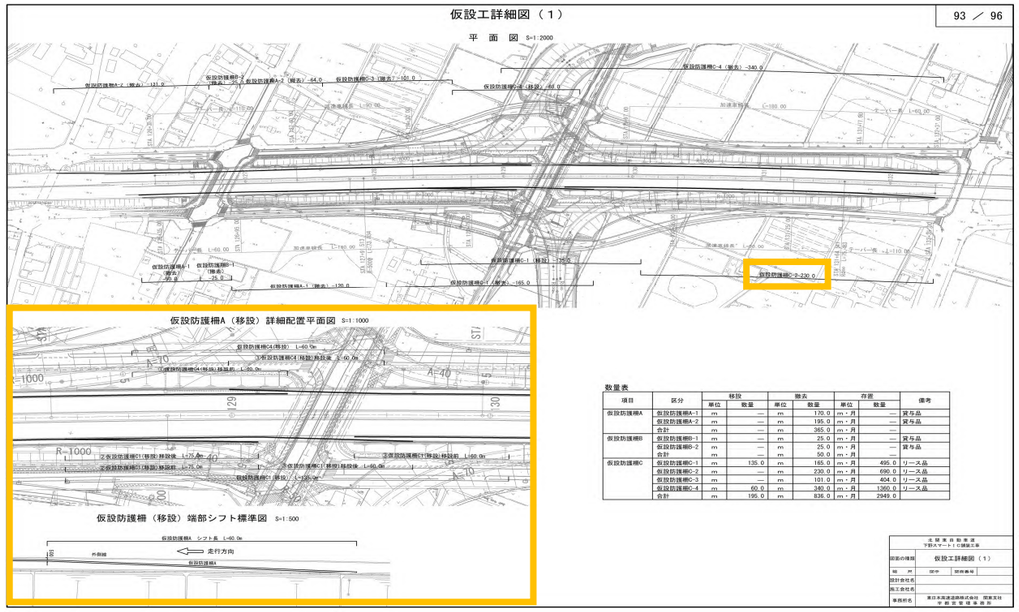	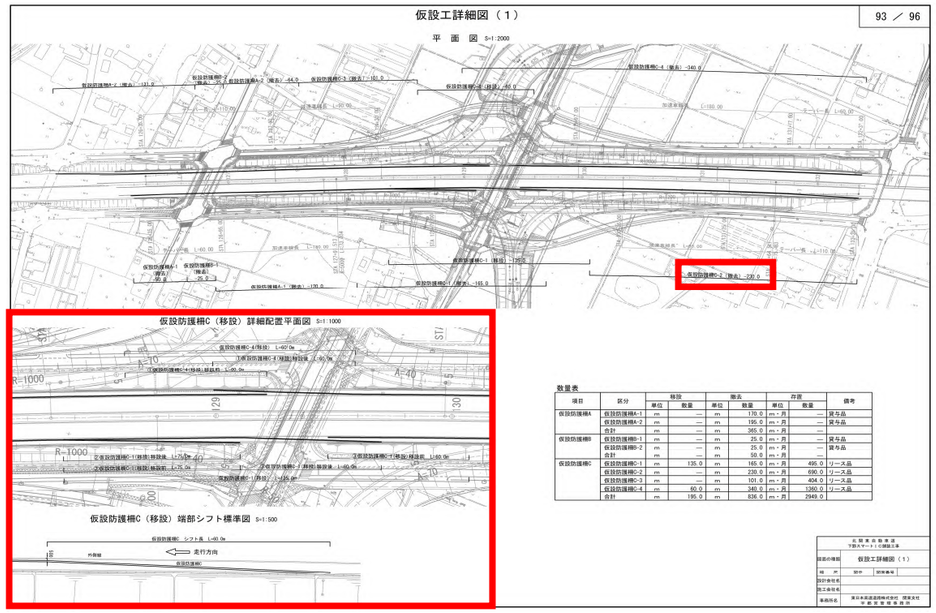

<table>
<tr><th rowspan="2">訂正箇所</th><th colspan="2">正誤区分</th></tr>
<tr><th>誤</th><th>正</th></tr>
<tr><td>設計図（土工部管路工）
P1
管路工平面図（1）
（西行き）
数量表、管路種別一覧表及び図面旗上げ箇所における項目名称について</td>
<td> 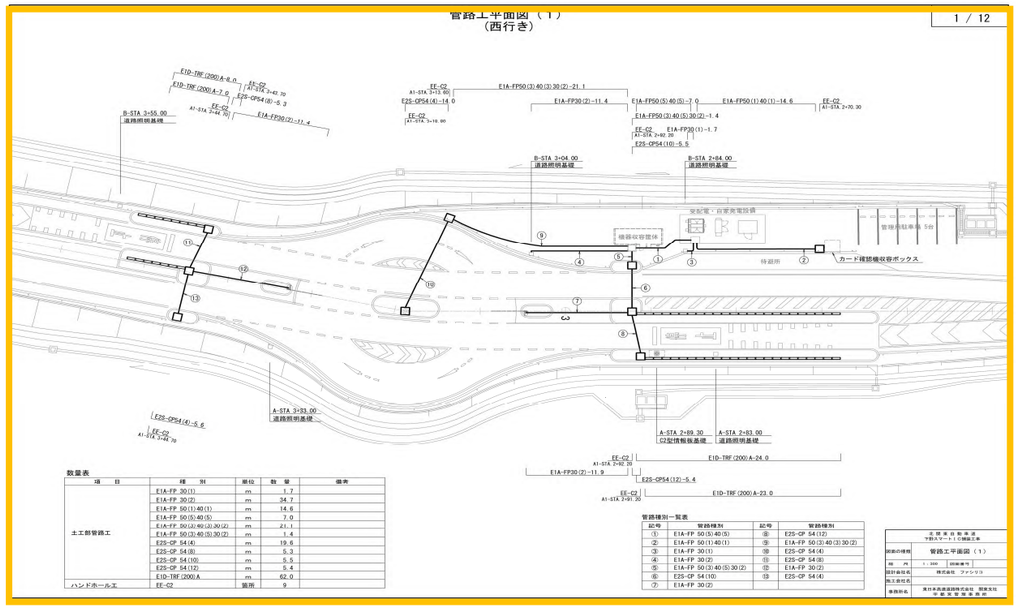

○数量表、管路種別一覧表及び図面旗上げ箇所における下記項目名称について
E1A－FP 30(1)
E1A－FP 30(2)
E1A－FP 50(1)40(1)
E1A－FP 50(5)40(5)
E1A－FP 50(3)40(3)30(2)
E1A－FP 50(3)40(4)30(1)
E1A－FP 50(3)40(5)30(2)
E1A－FP 65(1)50(2)40(4)30(4)
E1A－FP 65(1)50(5)40(6)
E2S－CP 54(4)
E2S－CP 54(8)
E2S－CP 54(9)
E2S－CP 54(10)
E2S－CP 54(12)
E5S－VE 42(2)
E5S－VE 54(1)42(1)</td>
<td> 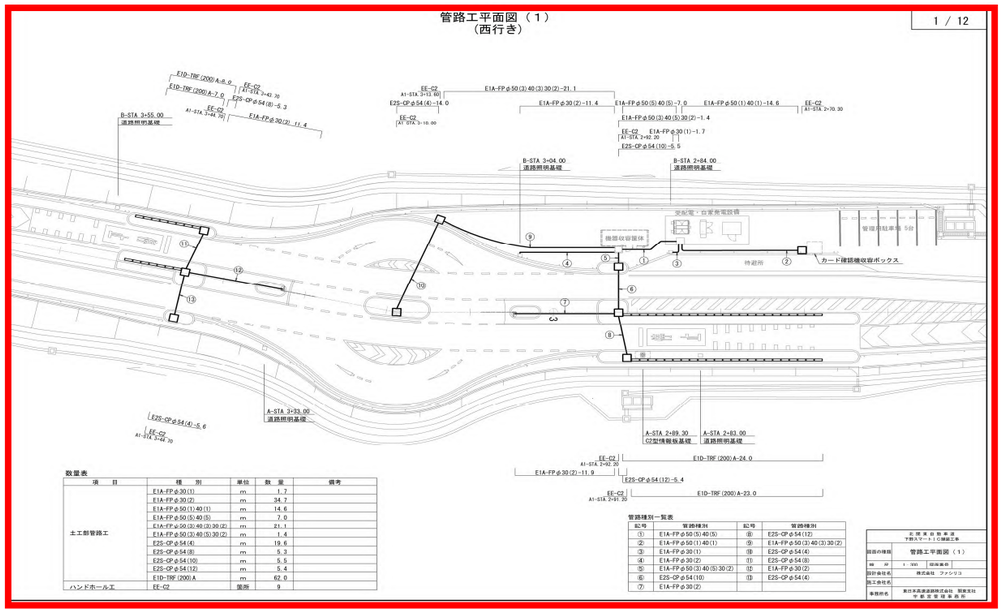

○数量表、管路種別一覧表及び図面旗上げ箇所における下記項目名称について
E1A－FPφ30(1)
E1A－FPφ30(2)
E1A－FPφ50(1)40(1)
E1A－FPφ50(5)40(5)
E1A－FPφ50(3)40(3)30(2)
E1A－FPφ50(3)40(4)30(1)
E1A－FPφ50(3)40(5)30(2)
E1A－FPφ65(1)50(2)40(4)30(4)
E1A－FPφ65(1)50(5)40(6)
E2S－CPφ54(4)
E2S－CPφ54(8)
E2S－CPφ54(9)
E2S－CPφ54(10)
E2S－CPφ54(12)
E5S－VEφ42(2)
E5S－VEφ54(1)42(1)</td></tr>
</table>

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図（土工部管路工） P2 管路工平面図(2) （東行き） 数量表、管路種別一覧表及び図面旗上げ箇所における項目名称について	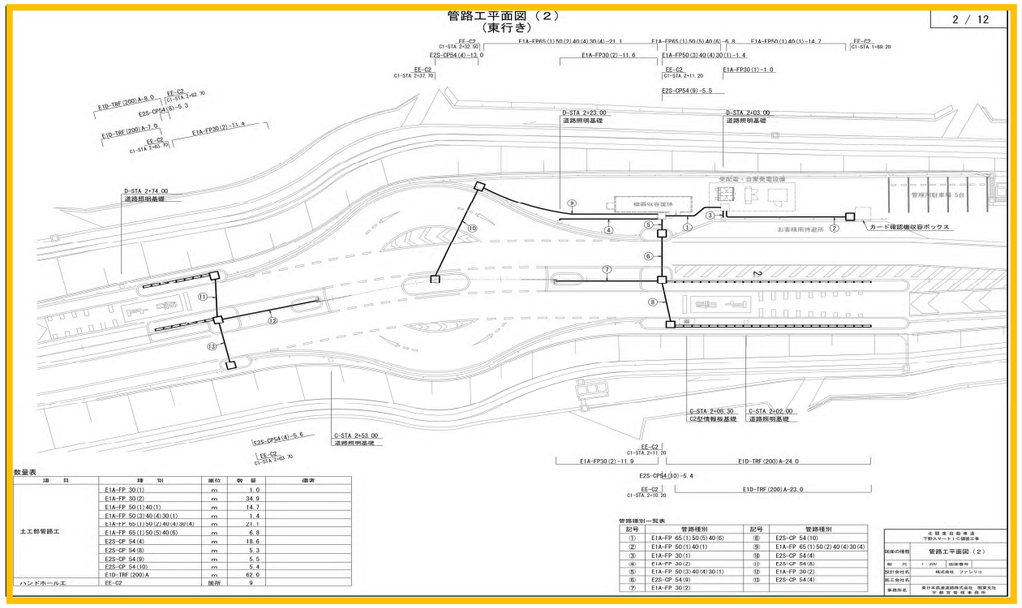 ○数量表、管路種別一覧表及び図面旗上げ箇所における下記項目名称について E1A－FP　30(1) E1A－FP　30(2) E1A－FP　50(1)40(1) E1A－FP　50(5)40(5) E1A－FP　50(3)40(3)30(2) E1A－FP　50(3)40(4)30(1) E1A－FP　50(3)40(5)30(2) E1A－FP　65(1)50(2)40(4)30(4) E1A－FP　65(1)50(5)40(6) E2S－CP　54(4) E2S－CP　54(8) E2S－CP　54(9) E2S－CP　54(10) E2S－CP　54(12) E5S－VE　42(2) E5S－VE　54(1)42(1)	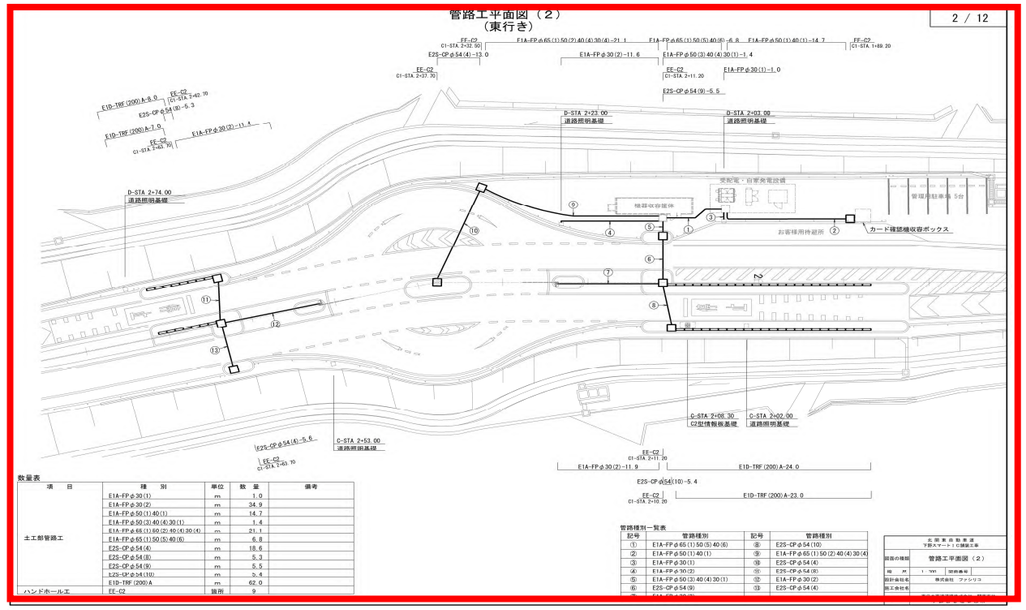 ○数量表、管路種別一覧表及び図面旗上げ箇所における下記項目名称について E1A－FPφ30(1) E1A－FPφ30(2) E1A－FPφ50(1)40(1) E1A－FPφ50(5)40(5) E1A－FPφ50(3)40(3)30(2) E1A－FPφ50(3)40(4)30(1) E1A－FPφ50(3)40(5)30(2) E1A－FPφ65(1)50(2)40(4)30(4) E1A－FPφ65(1)50(5)40(6) E2S－CPφ54(4) E2S－CPφ54(8) E2S－CPφ54(9) E2S－CPφ54(10) E2S－CPφ54(12) E5S－VEφ42(2) E5S－VEφ54(1)42(1)

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図（土工部管路工） P3 管路工平面図（3 （本線） 数量表、材料表、管路種別一覧表及び図面旗上げ箇所における項目名称について	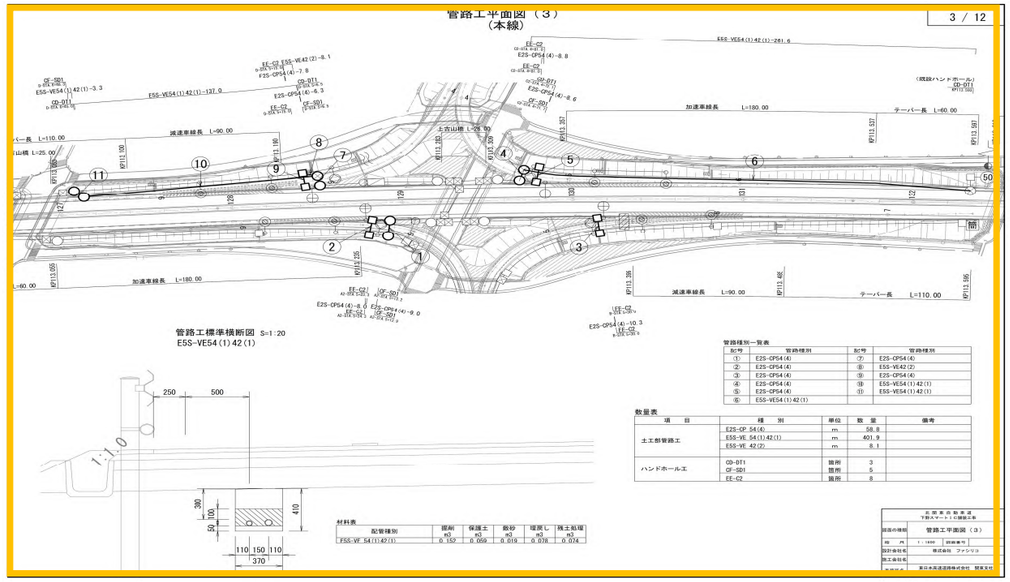 ○数量表、管路種別一覧表及び図面旗上げ箇所における下記項目名称について E1A－FP 30(1) E1A－FP 30(2) E1A－FP 50(1)40(1) E1A－FP 50(5)40(5) E1A－FP 50(3)40(3)30(2) E1A－FP 50(3)40(4)30(1) E1A－FP 50(3)40(5)30(2) E1A－FP 65(1)50(2)40(4)30(4) E1A－FP 65(1)50(5)40(6) E2S－CP 54(4) E2S－CP 54(8) E2S－CP 54(9) E2S－CP 54(10) E2S－CP 54(12) E5S－VE 42(2) E5S－VE 54(1)42(1)	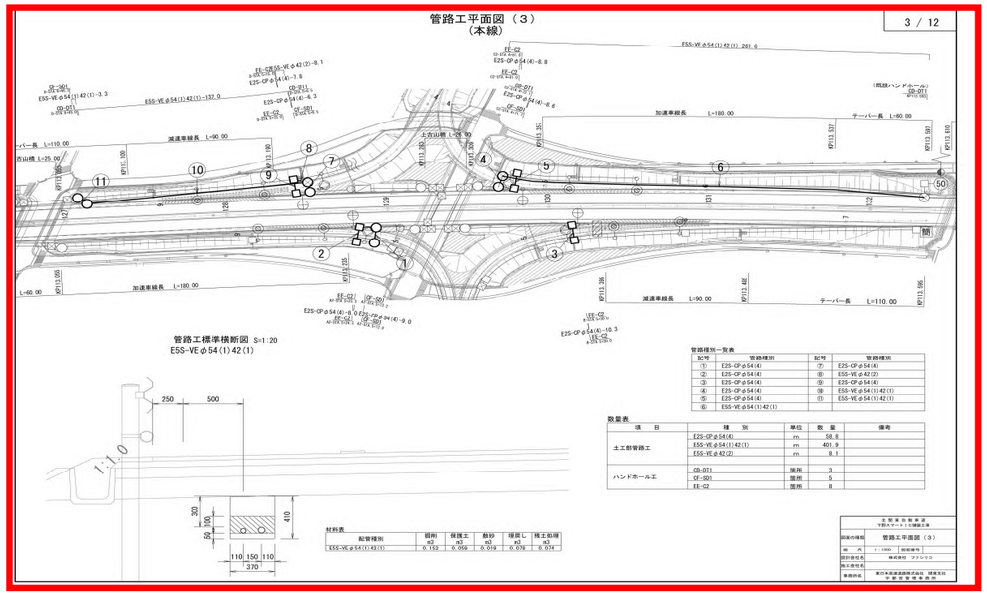 ○数量表、管路種別一覧表及び図面旗上げ箇所における下記項目名称について E1A－FPφ30(1) E1A－FPφ30(2) E1A－FPφ50(1)40(1) E1A－FPφ50(5)40(5) E1A－FPφ50(3)40(3)30(2) E1A－FPφ50(3)40(4)30(1) E1A－FPφ50(3)40(5)30(2) E1A－FPφ65(1)50(2)40(4)30(4) E1A－FPφ65(1)50(5)40(6) E2S－CPφ54(4) E2S－CPφ54(8) E2S－CPφ54(9) E2S－CPφ54(10) E2S－CPφ54(12) E5S－VEφ42(2) E5S－VEφ54(1)42(1)

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図（土工部管路工） P4 管路工標準横断図(1) 図面旗上げ箇所における 項目名称について	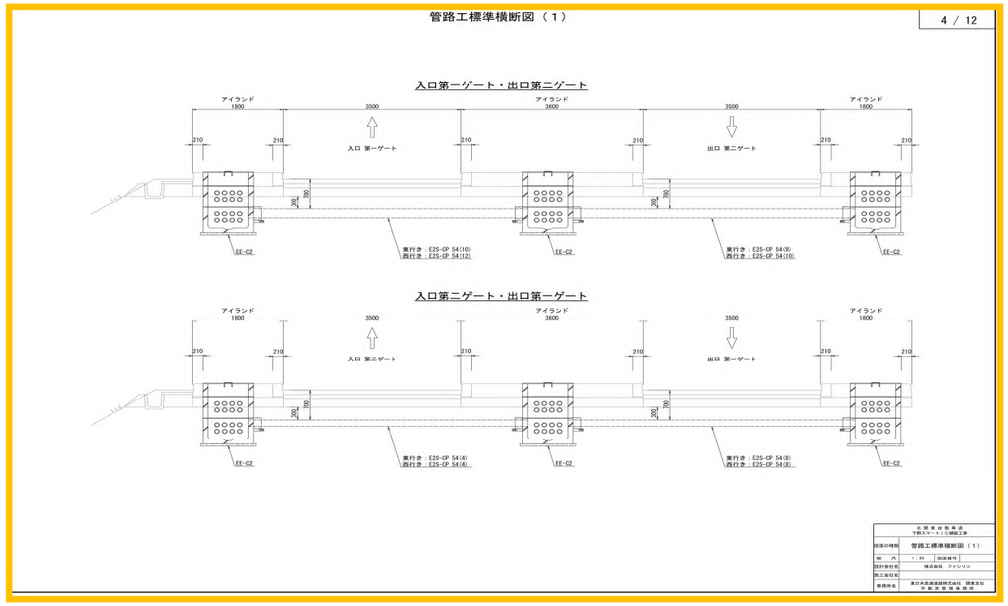 ○図面旗上げ箇所における下記項目名称について E1A－FP 30(1) E1A－FP 30(2) E1A－FP 50(1)40(1) E1A－FP 50(5)40(5) E1A－FP 50(3)40(3)30(2) E1A－FP 50(3)40(4)30(1) E1A－FP 50(3)40(5)30(2) E1A－FP 65(1)50(2)40(4)30(4) E1A－FP 65(1)50(5)40(6) E2S－CP 54(4) E2S－CP 54(8) E2S－CP 54(9) E2S－CP 54(10) E2S－CP 54(12) E5S－VE 42(2) E5S－VE 54(1)42(1)	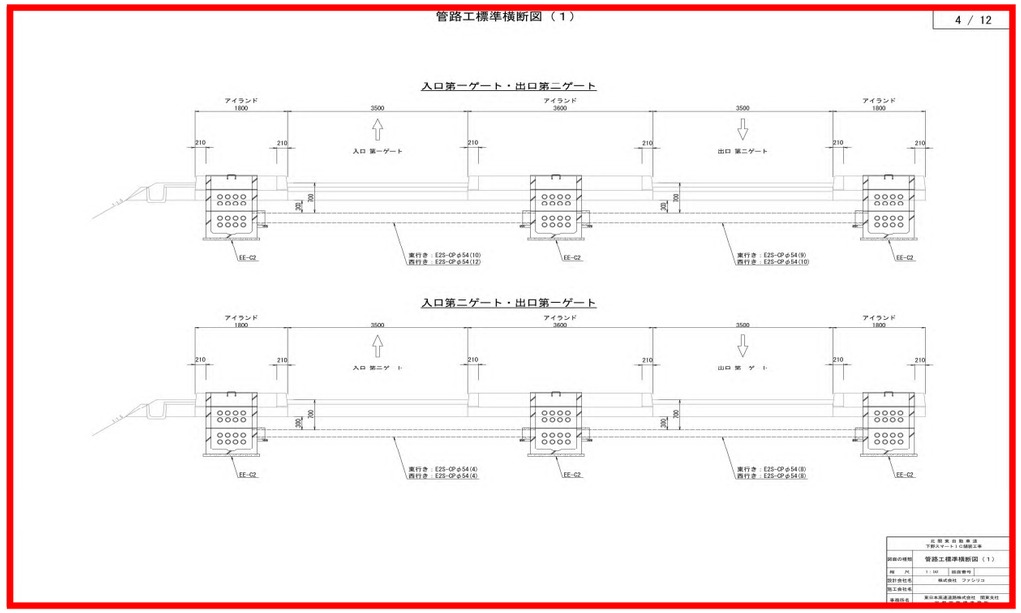 ○図面旗上げ箇所における下記項目名称について E1A－FPφ30(1) E1A－FPφ30(2) E1A－FPφ50(1)40(1) E1A－FPφ50(5)40(5) E1A－FPφ50(3)40(3)30(2) E1A－FPφ50(3)40(4)30(1) E1A－FPφ50(3)40(5)30(2) E1A－FPφ65(1)50(2)40(4)30(4) E1A－FPφ65(1)50(5)40(6) E2S－CPφ54(4) E2S－CPφ54(8) E2S－CPφ54(9) E2S－CPφ54(10) E2S－CPφ54(12) E5S－VEφ42(2) E5S－VEφ54(1)42(1)

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(土工部管路工) P5 管路工標準横断図(2) 図面旗上げ箇所における 下記項目名称について	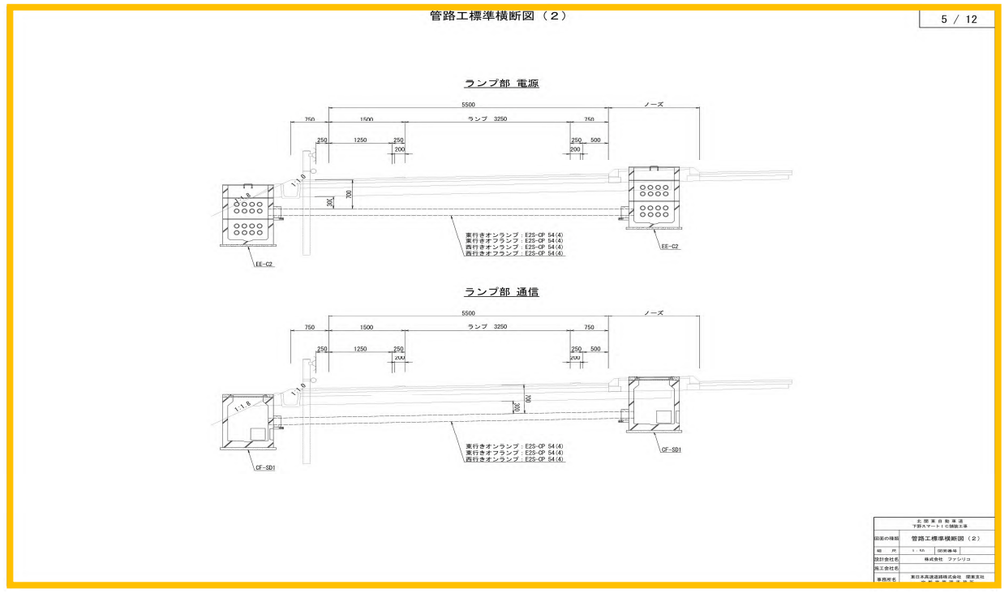 ○図面旗上げ箇所における下記項目名称について E1A－FP 30(1) E1A－FP 30(2) E1A－FP 50(1)40(1) E1A－FP 30(2) E1A－FP 50(1)40(1) E1A－FP 50(5)40(5) E1A－FP 50(3)40(3)30(2) E1A－FP 50(3)40(4)30(1) E1A－FP 50(3)40(5)30(2) E1A－FP 65(1)50(2)40(4)30(4) E1A－FP 65(1)50(5)40(6) E2S－CP 54(4) E2S－CP 54(8) E2S－CP 54(9) E2S－CP 54(10) E2S－CP 54(12) E5S－VE 42(2) E5S－VE 54(1)42(1)	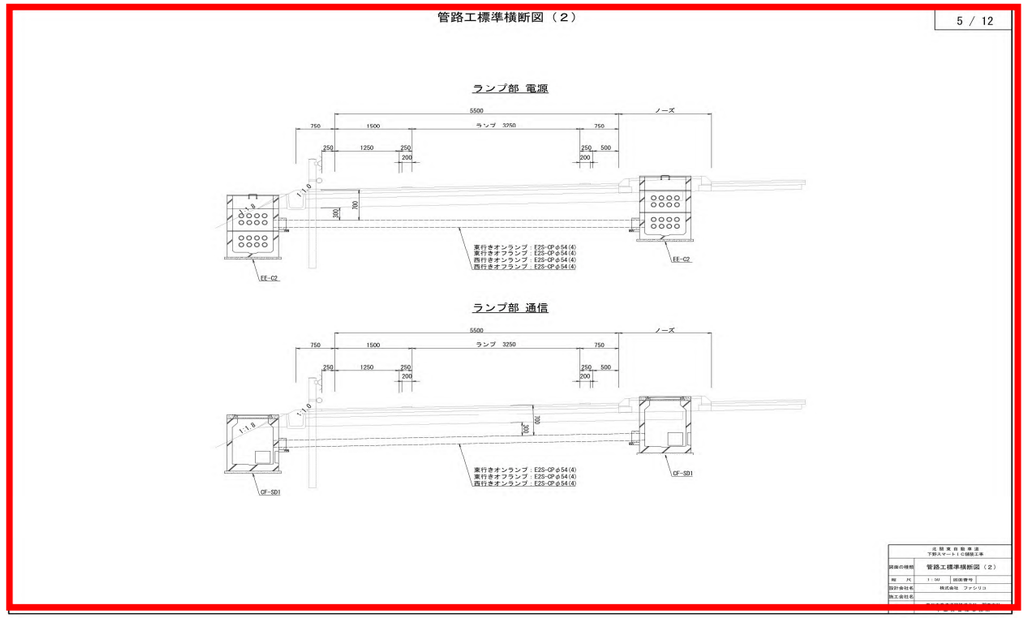 ○図面旗上げ箇所における下記項目名称について E1A－FPφ30(1) E1A－FPφ30(2) E1A－FPφ50(1)40(1) E1A－FPφ30(2) E1A－FPφ50(1)40(1) E1A－FPφ50(5)40(5) E1A－FPφ50(3)40(3)30(2) E1A－FPφ50(3)40(4)30(1) E1A－FPφ50(3)40(5)30(2) E1A－FPφ65(1)50(2)40(4)30(4) E1A－FPφ65(1)50(5)40(6) E2S－CPφ54(4) E2S－CPφ54(8) E2S－CPφ54(9) E2S－CPφ54(10) E2S－CPφ54(12) E5S－VEφ42(2) E5S－VEφ54(1)42(1)

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図（土工部管路工） P6 管路工詳細図（1） 材料表及び各種別における下記項目名称について	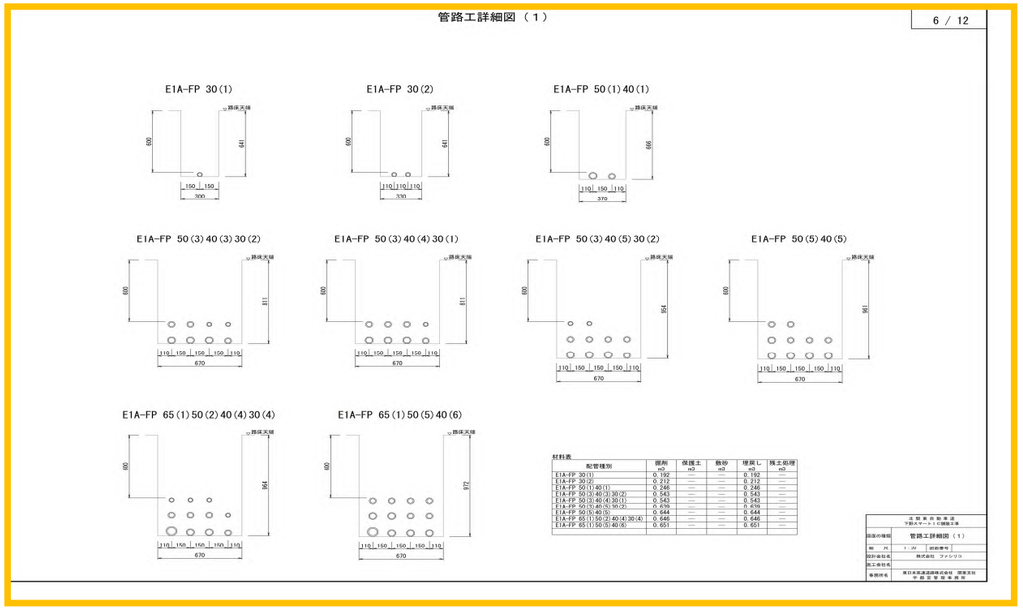 ○材料表及び各種別における下記項目名称について E1A－FP　30（1） E1A－FP　30（2） E1A－FP　50（1）40（1） E1A－FP　50（5）40（5） E1A－FP　50（3）40（3）30（2） E1A－FP　50（3）40（4）30（1） E1A－FP　50（3）40（5）30（2） E1A－FP　65（1）50（2）40（4）30（4） E1A－FP　65（1）50（5）40（6） E2S－CP　54（4） E2S－CP　54（8） E2S－CP　54（9） E2S－CP　54（10） E2S－CP　54（12） E5S－VE　42（2） E5S－VE　54（1）42（1）	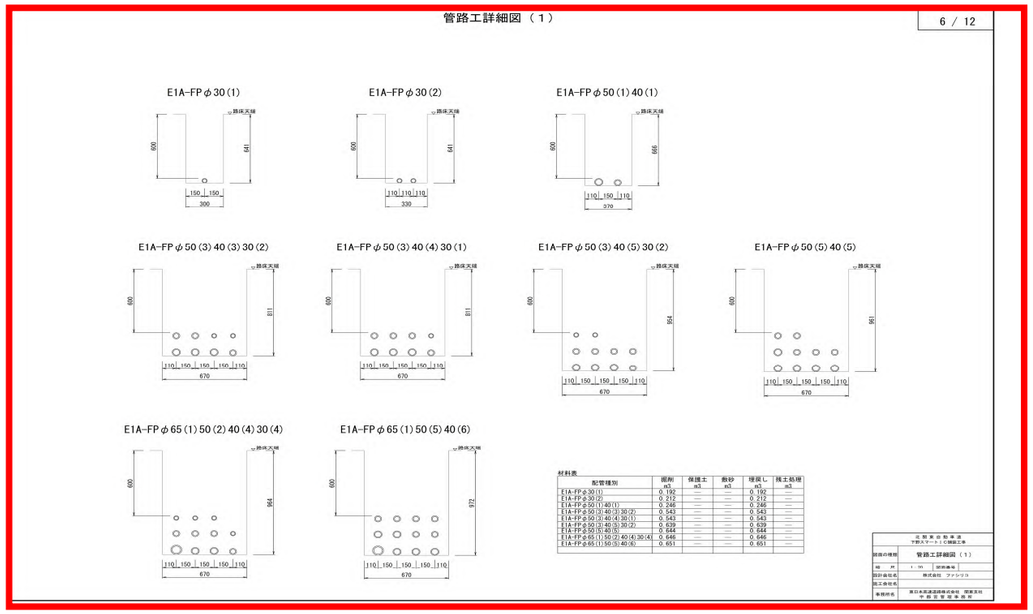 ○材料表及び各種別における下記項目名称について E1A－FPφ30（1） E1A－FPφ30（2） E1A－FPφ50（1）40（1） E1A－FPφ50（5）40（5） E1A－FPφ50（3）40（3）30（2） E1A－FPφ50（3）40（4）30（1） E1A－FPφ50（3）40（5）30（2） E1A－FPφ65（1）50（2）40（4）30（4） E1A－FPφ65（1）50（5）40（6） E2S－CPφ54（4） E2S－CPφ54（8） E2S－CPφ54（9） E2S－CPφ54（10） E2S－CPφ54（12） E5S－VEφ42（2） E5S－VEφ54（1）42（1）

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図（土工部管路工） P7 管路工詳細図（2） 材料表及び各種別における下記項目名称について	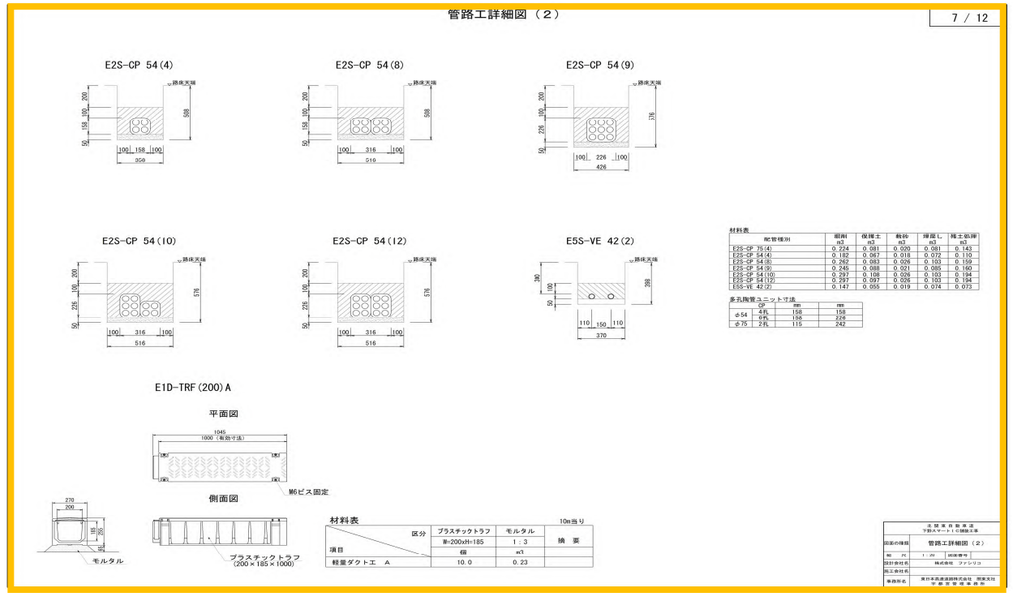 ○材料表及び各種別における下記項目名称について E1A－FP　30（1） E1A－FP　30（2） E1A－FP　50（1）40（1） E1A－FP　50（5）40（5） E1A－FP　50（3）40（3）30（2） E1A－FP　50（3）40（4）30（1） E1A－FP　50（3）40（5）30（2） E1A－FP　65（1）50（2）40（4）30（4） E1A－FP　65（1）50（5）40（6） E2S－CP　54（4） E2S－CP　54（8） E2S－CP　54（9） E2S－CP　54（10） E2S－CP　54（12） E5S－VE　42（2） E5S－VE　54（1）42（1）	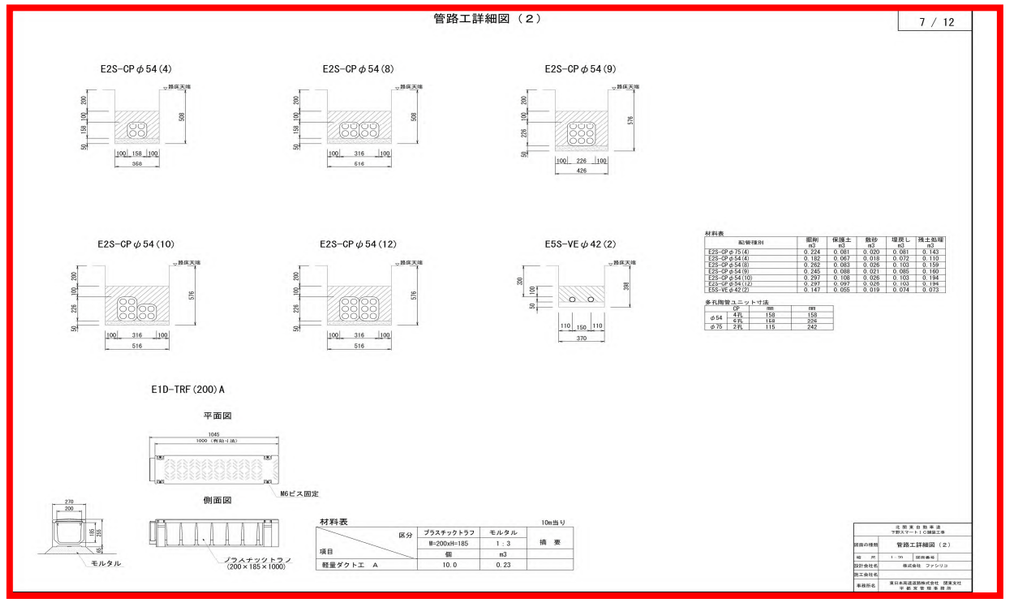 ○材料表及び各種別における下記項目名称について E1A－FPφ30（1） E1A－FPφ30（2） E1A－FPφ50（1）40（1） E1A－FPφ50（5）40（5） E1A－FPφ50（3）40（3）30（2） E1A－FPφ50（3）40（4）30（1） E1A－FPφ50（3）40（5）30（2） E1A－FPφ65（1）50（2）40（4）30（4） E1A－FPφ65（1）50（5）40（6） E2S－CPφ54（4） E2S－CPφ54（8） E2S－CPφ54（9） E2S－CPφ54（10） E2S－CPφ54（12） E5S－VEφ42（2） E5S－VEφ54（1）42（1）

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図（土工部管路工） P8 ダクトロ工詳細図（1） 材料表及び各種別における下記項目名称について	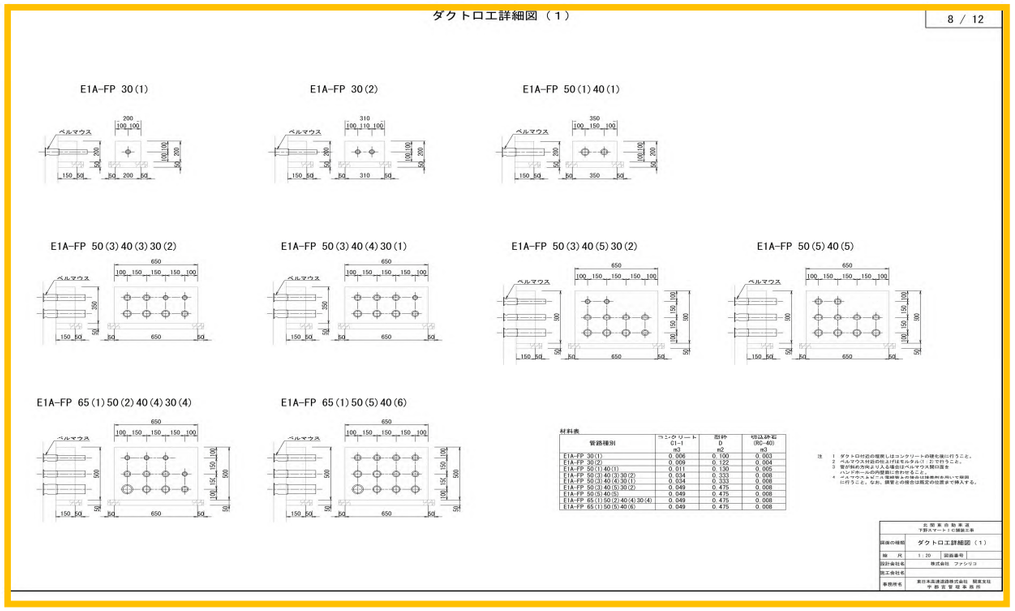 ○材料表及び各種別における下記項目名称について E1A－FP　30（1） E1A－FP　30（2） E1A－FP　50（1）40（1） E1A－FP　50（5）40（5） E1A－FP　50（3）40（3）30（2） E1A－FP　50（3）40（4）30（1） E1A－FP　50（3）40（5）30（2） E1A－FP　65（1）50（2）40（4）30（4） E1A－FP　65（1）50（5）40（6） E2S－CP　54（4） E2S－CP　54（8） E2S－CP　54（9） E2S－CP　54（10） E2S－CP　54（12） E5S－VE　42（2） E5S－VE　54（1）42（1）	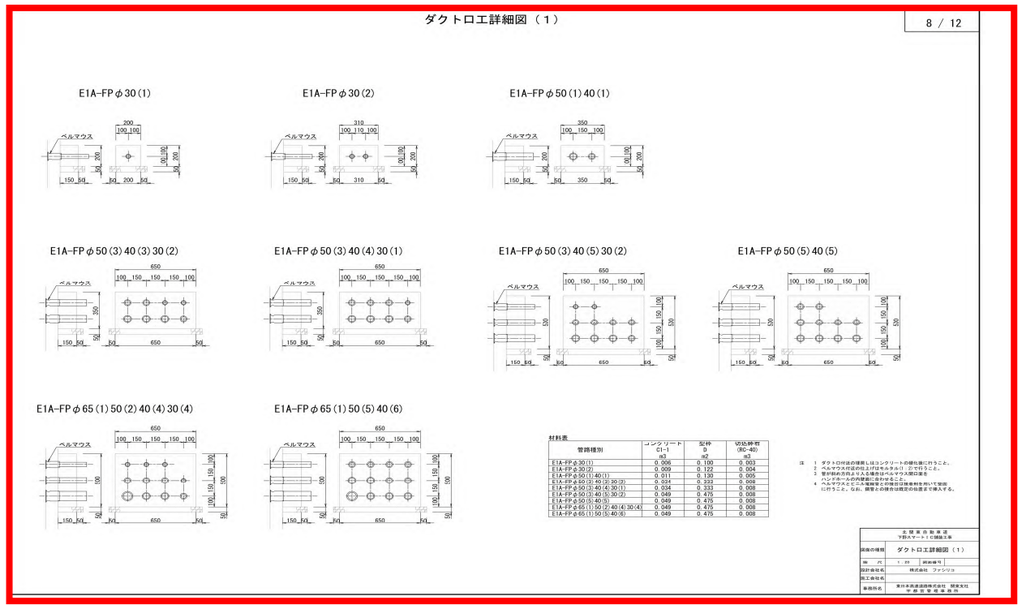 ○材料表及び各種別における下記項目名称について E1A－FPφ30（1） E1A－FPφ30（2） E1A－FPφ50（1）40（1） E1A－FPφ50（5）40（5） E1A－FPφ50（3）40（3）30（2） E1A－FPφ50（3）40（4）30（1） E1A－FPφ50（3）40（5）30（2） E1A－FPφ65（1）50（2）40（4）30（4） E1A－FPφ65（1）50（5）40（6） E2S－CPφ54（4） E2S－CPφ54（8） E2S－CPφ54（9） E2S－CPφ54（10） E2S－CPφ54（12） E5S－VEφ42（2） E5S－VEφ54（1）42（1）

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図（土工部管路工） P9 ダクトロ工詳細図（2） 材料表及び各種別における下記項目名称について	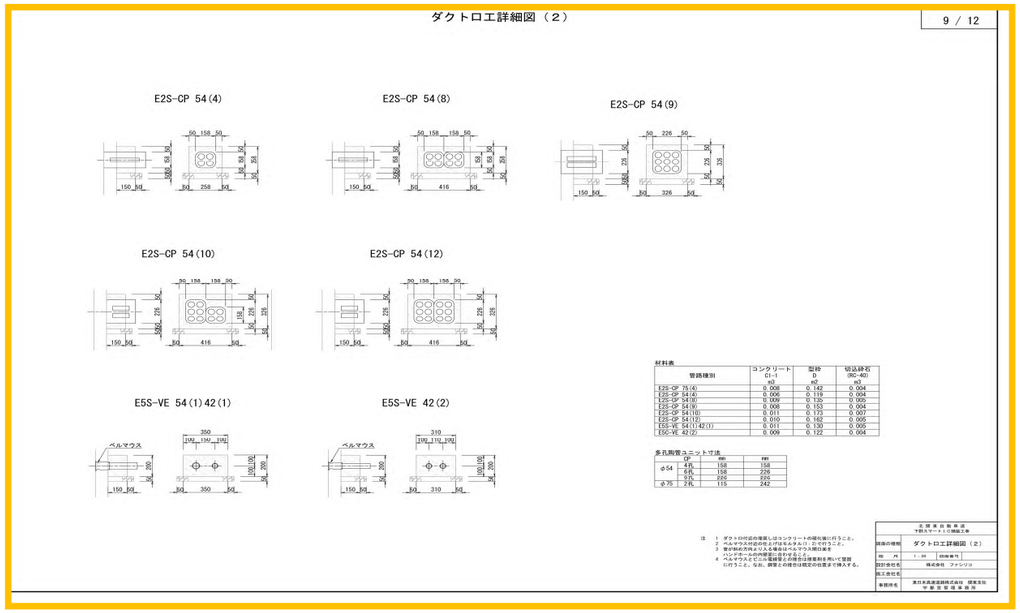 ○材料表及び各種別における下記項目名称について E1A－FP　30（1） E1A－FP　30（2） E1A－FP　50（1）40（1） E1A－FP　50（5）40（5） E1A－FP　50（3）40（3）30（2） E1A－FP　50（3）40（4）30（1） E1A－FP　50（3）40（5）30（2） E1A－FP　65（1）50（2）40（4）30（4） E1A－FP　65（1）50（5）40（6） E2S－CP　54（4） E2S－CP　54（8） E2S－CP　54（9） E2S－CP　54（10） E2S－CP　54（12） E5S－VE　42（2） E5S－VE　54（1）42（1）	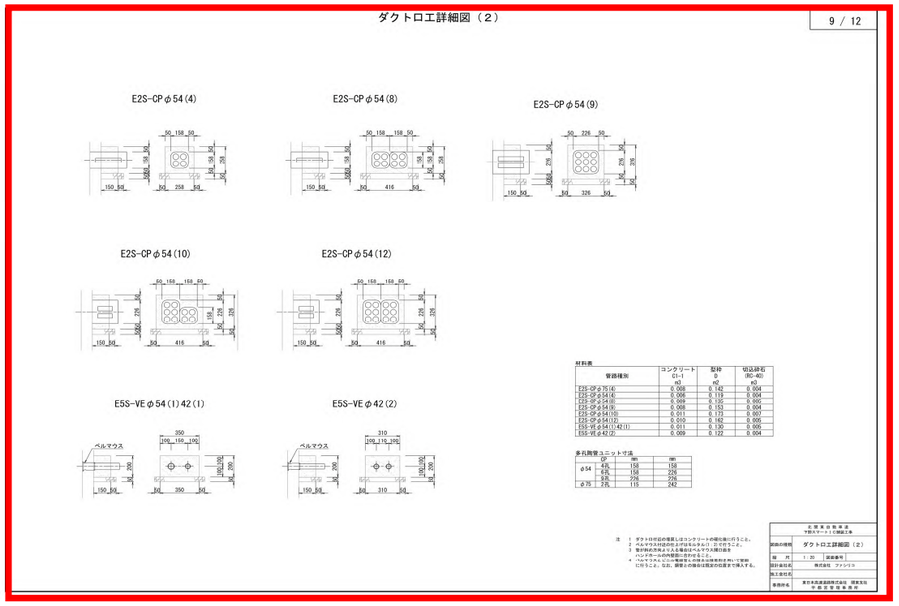 ○材料表及び各種別における下記項目名称について E1A－FPφ30（1） E1A－FPφ30（2） E1A－FPφ50（1）40（1） E1A－FPφ50（5）40（5） E1A－FPφ50（3）40（3）30（2） E1A－FPφ50（3）40（4）30（1） E1A－FPφ50（3）40（5）30（2） E1A－FPφ65（1）50（2）40（4）30（4） E1A－FPφ65（1）50（5）40（6） E2S－CPφ54（4） E2S－CPφ54（8） E2S－CPφ54（9） E2S－CPφ54（10） E2S－CPφ54（12） E5S－VEφ42（2） E5S－VEφ54（1）42（1）